

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年10月8日

内閣総理大臣 殿

申請地方公共団体 新潟県十日町市長 滝沢 信一

新潟県中魚沼郡川西町長 田口 直人

同 中里村長 山本 茂穂

新潟県東頸城郡安塚町長 矢野 学

同 浦川原村長 原 恒博

同 松代町長 関谷 達治

同 松之山町長 佐藤 利幸

同 大島村長 岩野 虎治

同 牧村長 中川 耕平

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

- (1) 平成15年4月21日に認定された「東頸城農業特区」計画の構造改革特別区域の範囲を現認定地方公共団体と同様の中山間地域で市町村合併後において互いに連携を図りながら地域活性化を推進する新潟県十日町市、川西町、中里村に拡大し、併せて、構造改革特別区域計画の作成主体の名称及び構造改革特別区域の名称について変更する。
- (2) また、「東頸城農業特区」計画の目標の達成と当該特別区域の経済活性化に向けて特定事業の追加を実施する。

2 変更事項の内容

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

変更前	変更後
新潟県東頸城郡安塚町	新潟県十日町市
同 浦川原村	新潟県中魚沼郡川西町
同 松代町	同 中里村
同 松之山町	新潟県東頸城郡安塚町
同 大島村	同 浦川原村
同 牧村	同 松代町
	同 松之山町
	同 大島村
	同 牧村

2 構造改革特別区域の名称

変更前	変更後
東頸城農業特区	越後里山活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲

変更前	変更後
安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域	十日町市、川西町、中里村及び安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

4 構造改革特別区域の特性

変更前	変更後
<p>当該地域は、新潟県の南西部に位置する全国有数の豪雪地帯であるとともに、松之山地すべりに代表される新第3期層の地すべり地帯で、全町村面積 431 平方キロメートルのうち 48%が指定区域となっている。</p> <p>また、古来より天水田の棚田が形成され、水稻を主体とした農業生産活動の維持による地域環境・景観の保全を行うことで、地すべり防止などの国土保全機能の維持保全が図られてきた地域であり、このような農を中心とした生活基盤の維持は、<u>農家人口が当該地域人口の 66.3%を占めるなど</u>、平成 12 年の農林業センサスの結果からも明らかのように現在に引き継がれている。</p> <p>しかしながら、高度経済成長等の社会構造の変化や、このような厳しい自然条件等の理由により、平成 12 年度の人口は 20,838 人で昭和 60 年度の 74.5%に減少し、65 歳以上の高齢化率が 35%（県平均 21%）と県内でも過疎化・高齢化の進展が特に著しい地域となっている。</p> <p>一方で地域の農地の状況は、<u>全耕地面積 5,397ha のうち 1 / 20 以上の急傾斜農地（中山間地域等直接支払制度対象農地）が 62.3%を占め、この地形的条件により水田の整備率は県平均 48.9%に対し 21.3%と大幅に低い水準となっている。また、平成 11 年の農林水産統計によれば農家の生産農業所得は、農業専従者換算 1 人あたり地域内で 557 千円と県平均 1,461 千円の 38.1%に止まっている。</u></p>	<p>当該地域は、新潟県の南西部に位置する総面積 846 平方キロメートルの地域で、<u>全国有数の豪雪地帯であるとともに、地形的には松之山地すべりに代表される新第3期層の地すべり地帯の頸城丘陵と信濃川により形成された河岸段丘の地域である。</u></p> <p>また、古来より天水田の棚田が形成され、水稻を主体とした農業生産活動の維持による地域環境・景観の保全を行うことで、地すべり防止などの国土保全機能の維持保全が図られてきた地域であり、このような農を中心とした生活基盤の維持は、<u>農家人口が当該地域人口の 47%を占めるなど</u>、平成 12 年の農林業センサスの結果からも明らかのように現在に引き継がれている。</p> <p>しかしながら、高度経済成長等の社会構造の変化や、このような厳しい自然条件等の理由により、平成 12 年度の人口は 78,439 人で昭和 60 年度の 85.1%に減少し、65 歳以上の高齢化率が 27.5%（県平均 21%）と県内でも過疎化・高齢化の進展が特に著しい地域となっている。</p> <p>一方で地域の農地の状況は、<u>全耕地面積 10,858ha のうち 1 / 20 以上の急傾斜農地（中山間地域等直接支払制度対象農地）が 42%を占め、この地形的条件により水田の整備率は県平均 48.9%に対し 38.4%と大幅に低い水準となっている。また、平成 13 年の農林水産統計によれば農家の生産農業所得は、農業専従者換算 1 人あたり地域内で 1,111 千円と県平均 1,640 千円の 67.7%に</u></p>

このように当該地域は、自然的・経済的・社会的条件が非常に不利な地域であることから、地域の主たる産業である農業経営の状況を平成 12 年の農林業センサスからみると、農家 1 戸当たりの経営耕地面積は県平均の 55.6% に当たる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7% にのぼり、後継者がいる農家の割合は 25% にすぎない。

当該地域の農地は年々減少を続け昭和 60 年 8,651ha あった耕地面積が平成 12 年には 5,397ha (減少率 37.6%) に減少し耕作放棄されている。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3% に達し、平成 12 年から平成 14 年までの間に 197ha の農地が減少し更に遊休農地化している。

農林業以外の産業は、公共事業を主体とする建設業と温泉観光産業等であるが公共事業量の減少や景気の低迷を反映して、雇用環境の悪化などこれら産業の活力も失われつつある。

その一方で、平成 9 年に「ほくほく線」(第三セクター鉄道の(株)北越急行)が開通したことに伴い、平成 10 年から豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を図っている。また、農業面では農協等関係機関と地域が一体となった特別栽培米の作付けが平成 14 年度 70ha に及び 6,500 俵販売するなど、付加価値の高い米作りの取組が進んでいる。

そして、これらの新たな産業の兆しは、停滞している地域経済の活性化に向けて大きな効果を発揮しつつあることから、今後の当該地域の振興策として重要な位置づけとなってきた。

止まっている。

このように当該地域は、自然的・経済的・社会的条件が非常に不利な地域であることから、地域の主たる産業である農業経営の状況を平成 12 年の農林業センサスからみると、農家 1 戸当たりの経営耕地面積は県平均の 60% に当たる 81.5 a に過ぎず、全農家 9,045 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.6% にのぼり、後継者がいる農家の割合は 35% にすぎない。

当該地域の農地は年々減少を続け昭和 60 年 14,795ha あった耕地面積が平成 12 年には 10,858ha (減少率 26.6%) に減少し耕作放棄されている。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 2,872 戸の農家で 732ha と全経営耕地面積の 6.7% に達し、平成 12 年から平成 15 年までの 4 力年間に 365ha の農地が減少し更に遊休農地化している。

農林業以外の主な産業は、公共事業を主体とする建設業と温泉観光産業やスキー場産業等であるが公共事業量の減少や景気の低迷を反映して、雇用環境の悪化などこれら産業の活力も失われつつある。

その一方で、平成 9 年に「ほくほく線」(第三セクター鉄道の(株)北越急行)が開通したことに伴い、東頸城 6 町村では平成 10 年から豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を推進しており、市町村合併後も連携を図りながら合併する市町村への事業拡大も計画されるなど、益々拡大する傾向にある。

また、農業面では農協等関係機関と地域が一体となった特別栽培米の作付けが平成 14 年度 115ha に及び 164 農家が 12,770 俵を販売するなど、付加価値の高い米作りの取組が進んでいる。

そして、これらの新たな産業の兆しは、停滞している地域経済の活性化に向けて大

	きな効果を発揮しつつあることから、今後の当該地域の振興策として重要な位置づけとなってきている。
--	---

5 構造改革特別区域計画の意義

変更前	変更後
<p>このように、当該地域における農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。</p> <p>そこで、<u>これらの緊急的課題に対するため新潟県との連携を図りながら、新潟県版「中山間地域産業連携特区構想」を提案してきたところであり、東頸城農業特区計画は、この特区構想を実践するためのもので、その内容と意義は以下のとおりである。</u></p> <p><u>構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域に設定する。</u></p> <p>また、<u>構造改革特別区域には、構造改革特別区域法第23条（農地法の特例）と第24条（酒税法の特例）及び第31条（特定農地貸付けに関する農地法等の特例）に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と本東頸城農業特区の関連事業、更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据</u></p>	<p>このように、当該地域における農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。</p> <p>そこで、<u>これらの緊急的課題に対するため新潟県との連携を図りながら、新潟県版「中山間地域産業連携特区構想」を提案してきたところであり、越後里山活性化特区計画は、この特区構想を実践するためのもので、その内容と意義は以下のとおりである。</u></p> <p><u>構造改革特別区域を中山間地域で自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域と市町村合併において当該地域と諸条件が同様の中山間地域で、今後互いに連携を図りながら地域活性化を推進する必要がある新潟県十日町市及び川西町と中里村の全域に設定する。</u></p> <p>また、<u>構造改革特別区域には、特定事業1001（地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業）と707（特定農業者による濁酒の製造事業）及び1002（地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と1005（農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業）、1006（農地の権利取得後の下限面積要件の特例</u></p>

<p><u>えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築する。</u></p> <p>そして、農林水産省が策定した食料・農業・農村基本法が目指す「農業農村の持続的な発展と振興」及び食と農の再生プランが目指す「食の安全と安心の確保、都市と農村の共生と対流」などに対応し、新潟県長期総合計画のいがた未来戦略が目指す「緑の山里・いきいき夢プラン戦略」を実践する中山間地域活性化モデル版を全国に発信するものである。</p>	<p>設定基準の弾力化による農地の利用推進事業)及び1215(地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業)並びに越後里山活性化特区の関連事業。</p> <p><u>更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進、空き家情報の提供等による新規定住の促進、民間企業の参入による新たな雇用の確保など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組を進め、当該中山間地域9市町村連携の複合循環型の産業システムを構築する。</u></p> <p>そして、農林水産省が策定した食料・農業・農村基本法が目指す「農業農村の持続的な発展と振興」及び食と農の再生プランが目指す「食の安全と安心の確保、都市と農村の共生と対流」などに対応し、新潟県長期総合計画のいがた未来戦略が目指す「緑の山里・いきいき夢プラン戦略」を実践する中山間地域活性化モデル版を全国に発信するものである。</p>
---	--

6 構造改革特別区域計画の目標

変更前	変更後
<p>構造改革特別区域計画の意義に基づき、当該地域では豊かな自然や棚田、そこから生産される安全で安心な農産物、ブナ林等の森林、ホタルやカタクリ等の動植物、人、食文化や伝統文化などの地域特有の環境と資源を活用した「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連携と協働による、</p>	<p>構造改革特別区域計画の意義に基づき、当該地域では豊かな自然や棚田、そこから生産される安全で安心な農産物、ブナ林等の森林、ホタルやカタクリ等の動植物、人、食文化や伝統文化などの地域特有の環境と資源を活用した「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組を進め、中山間地域9市町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連</p>

地域の環境と景観や伝統文化の維持と継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図ることとする。

具体的には次の目標を設定する。

(1) 新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全

当該地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、農業経営者の新たな担い手の確保を図り、今後想定される担い手不足による農地の遊休化の防止と国土を保全し、豊かな自然環境を維持する。

農業経営の安定化を目指して農家や特定法人による市民農園の開設を促進し、また、農家民宿を開設するなど、農業経営の多角化による収入のアップを図る。

(2) 地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成

参入した特定法人の経営の安定化を図るため、当該地域一円において豊かな自然を活かした有機農産物などの付加価値の高い農業を展開し、新潟県の認定を受けた特別栽培米や有機特別栽培米の増産に向けた土づくりや堆肥づくり、そして、地場産の農産物を食材にしたレストランと農産物の販売を併設するなど、地産地消と農産物直販システムの構築を図り総合的で循環型の新しい農業産業（アグリビジネス）を育成する。

地域のきれいな水資源を活用して淡水魚の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが地場産業となるよう育成する。

当該地域の「雪国という自然環境」、「良質な地元産の酒米」、「酒造りに適した水」、「歴史的に培わ

携と協働による、地域の環境と景観や伝統文化の維持と継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図ることとする。

具体的には次の目標を設定する。

(1) 新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全

当該地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、農業経営者の新たな担い手の確保を図り、今後想定される担い手不足による農地の遊休化の防止と国土を保全し、豊かな自然環境を維持する。

農業経営の安定化を目指して農家や特定法人による市民農園の開設を促進し、また、農家民宿を開設するなど、農業経営の多角化による収入のアップを図る。

農地の権利取得後の下限面積要件を10アールに引き下げ、小規模農地の取得を希望する新規就農者の受入れを促進する。

(2) 地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成

参入した特定法人の経営の安定化を図るため、当該地域一円において豊かな自然を活かした有機農産物などの付加価値の高い農業を展開し、新潟県の認定を受けた特別栽培米や有機特別栽培米の増産に向けた土づくりや堆肥づくり、そして、地場産の農産物を食材にしたレストランと農産物の販売を併設するなど、地産地消と農産物直販システムの構築を図り総合的で循環型の新しい農業産業（アグリビジネス）を育成する。

地域のきれいな水資源を活用して淡水魚の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが

れてきた杜氏の技」等の地域的要素を活用して濁酒を製造し、農業体験交流等で地域内を訪れる人に飲用として提供して地域経済の活性化を図る。

(3) グリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産業の育成と拡大

地域の豊かな自然環境を資源とした体験交流型観光をより拡大・推進するため、現在、修学旅行や総合学習の受け入れが主な「越後田舎体験」推進事業に、市民農園を活用した農業体験交流のフィールドを整備し、都市住民が家族ぐるみで農業や田舎の体験ができる環境を充実することにより、「越後田舎体験」推進事業のさらなる魅力アップを図る。

また、体験交流型観光を通じて有機農産物などを食材として提供することにより、都市住民(消費者)の目に見える形で「安全で安心な農産物」の周知と啓発を行う中で農産物のブランド化を育成し、新たな販路の拡大を図る。

地域内の廃校や古民家等の遊休施設と農家の住居を活用して、特定法人や農家が農家民宿等を開業して宿泊施設の充実を図ることにより、都市住民と農山漁村の交流を促進し、家族をターゲットにした長期滞在型の田舎体験交流産業(ふるさと観光)の育成と従来型のホームステイから農家民宿業へと体験交流の構造改革を目指す。

(4) 地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進

地域に根ざした特定法人が農業経営を行うことにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用

地場産業となるよう育成する。当該地域の「雪国という自然環境」、「良質な地元産の酒米」、「酒造りに適した水」、「歴史的に培われてきた杜氏の技」等の地域的要素を活用して濁酒を製造し、農業体験交流等で地域内を訪れる人に飲用として提供して地域経済の活性化を図る。

(3) グリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産業の育成と拡大

地域の豊かな自然環境を資源とした体験交流型観光をより拡大・推進するため、現在、修学旅行や総合学習の受け入れが主な「越後田舎体験」推進事業に、市民農園を活用した農業体験交流のフィールドを整備し、都市住民が家族ぐるみで農業や田舎の体験ができる環境を充実することにより、「越後田舎体験」推進事業のさらなる魅力アップを図る。

また、体験交流型観光を通じて有機農産物などを食材として提供することにより、都市住民(消費者)の目に見える形で「安全で安心な農産物」の周知と啓発を行う中で農産物のブランド化を育成し、新たな販路の拡大を図る。

地域内の廃校や古民家等の遊休施設と農家の住居を活用して、特定法人や農家が農家民宿等を開業して宿泊施設の充実を図ることにより、都市住民と農山漁村の交流を促進し、家族をターゲットにした長期滞在型の田舎体験交流産業(ふるさと観光)の育成と従来型のホームステイから農家民宿業へと体験交流の構造改革を目指す。
特別区域内で農業を行う農業生産

<p>の拡大が図られると同時に、建設業労働者の冬期間余剰人員の活用、建設業等を退職したシルバー人材（人の資源）の活用など新たな雇用の確保を図る。</p> <p>農家民宿と市民農園を活用し、新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。</p> <p>特定法人などが就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJターンなどの新規定住の促進を図る。</p>	<p><u>法人が、その行う農業関連事業として農村滞在型余暇活動に利用される農林漁業体験宿泊施設等を経営することにより、滞在型市民農園の開設など長期滞在型の田舎体験交流産業（ふるさと観光）の育成と当該農業生産法人の経営の安定化を図る。</u></p> <p>(4) 地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進</p> <p>地域に根ざした特定法人が農業経営を行うことにより、新規就農者の受入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、建設業労働者の冬期間余剰人員の活用、建設業等を退職したシルバー人材（人の資源）の活用など新たな雇用の確保を図る。</p> <p>農家民宿と市民農園を活用し、新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。</p> <p>特定法人などが就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJターンなどの新規定住の促進を図る。</p> <p><u>NPO法人等が特別区域内の農家や古民家等の空き家賃貸情報を収集して、都市住民等に情報提供し、当該空き家を賃借し希望者に転貸し、そして、定住に向けて指導と地域との調整を行う「定住促進田舎体験お試し事業」を実施することで、新規定住者の受入れを図る。</u></p>
--	---

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

変更前	変更後
<p><u>東頸城農業特区計画では、構造改革特別区域法第23条（農地法の特例）と第24条（酒税法の特例）及び第31条（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と本東頸城農業特区の関連事業、更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築することにより以下のような経済的社会的効果が発生する。</u></p> <p>なお、詳細は添付した参考資料1の「構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的効果の算出基礎」による。</p> <p>（1）新たな担い手創出効果（農地の遊休化の防止と国土の保全）</p> <p><u>地域に根ざした建設会社等の特定法人が、平成17年度までに50ha（田畑10ha、採草放牧地・牧場40ha）平成17年度以降50ha（田畑50ha）合計100ha（田畑60ha、採草放牧地・牧場40ha）の遊休農地に平成19年度を目標として農業参入することにより、遊休農地の防止効果（農業生産効果）として63百万円を見込んでいる。</u></p> <p>また、今後とも地域全体で適切な農業生産活動が継続されることで現状維持される多面的機能効果額は約90億円で、特</p>	<p><u>越後里山活性化特区では、特定事業1001（地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業）と707（特定農業者による濁酒の製造事業）及び1002（地方公共団体又は農業協同組合意外の者による特定農地貸付事業）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と1005（農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業）、1006（農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用推進事業）及び1215（地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業）並びに越後里山活性化特区の関連事業。</u></p> <p><u>更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進、空き家情報の提供等による新規定住の促進、民間企業の参入による新たな雇用の確保など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組を進め、当該中山間地域9市町村連携の複合循環型の産業システムを構築することにより以下のような経済的社会的効果が発生する。</u></p> <p>なお、詳細は添付した参考資料1の「構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的効果の算出基礎」による。</p> <p>（1）新たな担い手創出効果（農地の遊休化の防止と国土の保全）</p> <p><u>地域に根ざした建設会社等の特定法人及び小規模農地の取得を希望する新規就</u></p>

区を活用する 100ha の農地で維持される多面的機能効果額は 9 千万円と見込まれる。

そして、平成 16 年度からスタートする市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流の推進により、地域全体で平成 19 年度には担い手農家の収入が市民農園の使用収益で約 560 万円、農業体験希望者を受け入れ指導することで約 3,000 万円アップすることから、農家の経営が安定する効果として見込んでいる。

(2) 複合循環型産業の創出効果

平成 16 年度より 3 年間の実績を経て、新潟県特別栽培米の認証を受ける当該地域の自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、平成 19 年度には一般栽培農産物よりさらに約 3 千万円程度の収入の増加が見込まれる。

また、民間活力を導入することにより、従来の農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した複合循環型の産業システムを平成 17 年度までに創出し、さらに、地域のきれいな水環境を活用した淡水魚（イワナ等）の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが、平成 17 年度以降地場産業の主流となることが見込まれる。

(3) 農業体験交流の拡大による効果

平成 16 年度以降農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用し、併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより農業体験交流メニューの充実が図られる。

また、農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民（消費者）の食の安全と安心に対する意識を啓発し、新たな地場

農者が、平成 17 年度までに 50ha（田畑 10ha、採草放牧地・牧場 40ha）、平成 17 年度以降 50ha（田畑 50ha）、合計 100ha（田畑 60ha、採草放牧地・牧場 40ha）の遊休農地に平成 19 年度を目標として農業参入することにより、遊休農地の防止効果（農業生産効果）として 63 百万円を見込んでいる。なお、農地の権利取得後の下限面積要件を 10 アールに引き下げて小規模農地の取得を認める新規就農者を 76 名、農業参入面積 11ha と見込んでいる。

また、今後とも地域全体で適切な農業生産活動が継続されることで現状維持される多面的機能効果額は約 178 億円で、特区を活用する 100ha の農地で維持される多面的機能効果額は 9 千万円と見込まれる。

そして、平成 16 年度からスタートする市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流の推進により、地域全体で平成 19 年度には担い手農家の収入が市民農園の使用収益で約 560 万円、農業体験希望者を受入れ指導することで約 3,000 万円アップすることから、農家の経営が安定する効果として見込んでいる。

(2) 複合循環型産業の創出効果

平成 16 年度より 3 年間の実績を経て、新潟県特別栽培米の認証を受ける当該地域の自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、平成 19 年度には一般栽培農産物よりさらに約 3 千万円程度の収入の増加が見込まれる。

また、民間活力を導入することにより、従来の農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した複合循環型の産業システムを平成 17 年度までに創出し、さらに、地域のきれいな水環境を活用した淡水魚

<p>農産物等の販路拡大が図られる等の効果が見込まれる。</p> <p>(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果</p> <p>平成 15 年度以降地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJIターンなどの新規定住が促進される。</p> <p>(5) 特定農業者による濁酒の製造と提供を通じての地域経済活性化の効果</p> <p>酒造りに適した地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該地域内において、寒仕込みや雪室などの自然環境と施設を活用して濁酒を製造し提供する事業では、次のような地域経済活性化の効果が見込まれる。</p> <p>地域の環境と資源を活用した新たな産業として濁酒を製造し提供する事業の効果額は、目標製造数量の3,600リットルを提供することで400万円が見込まれる。</p> <p>グリーン・ツーリズム型産業の育成として、濁酒を飲用する目的で地域内に訪れる入り込み客の増加目標を1,430人、それによる宿泊費等の経済的效果額は約1,060万円と見込まれる。</p> <p>また、地域の人材を活用した新たな雇用として、地域内で酒造りの経験を持つ杜氏や酒造り労働者などの雇用が12名程度見込まれる。</p> <p>(6) 農家民宿業等の拡大による体験交流型ふるさと観光の促進を図る地域経済活性化効果</p> <p>体験交流型産業については、農業特区に参入した特定法人や農家が農家民宿を開業することにより、宿泊施設の充実と長期滞在型の田舎体験交流産業が育成さ</p>	<p>(イワナ等)の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが、平成17年度以降地場産業の主流となることが見込まれる。</p> <p>(3) 農業体験交流の拡大による効果</p> <p>平成 16 年度以降農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用し、併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより農業体験交流メニューの充実が図られる。</p> <p>また、農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民(消費者)の食の安全と安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物等の販路拡大が図られる等の効果が見込まれる。</p> <p>(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果</p> <p>平成15年度以降地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJIターンなどの新規定住が促進される。</p> <p>(5) 特定農業者による濁酒の製造と提供を通じての地域経済活性化の効果</p> <p>酒造りに適した地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該地域内において、寒仕込みや雪室などの自然環境と施設を活用して濁酒を製造し提供する事業では、次のような地域経済活性化の効果が見込まれる。</p> <p>地域の環境と資源を活用した新たな産業として濁酒を製造し提供する事業の効果額は、目標製造数量の3,600リットルを提供することで400万円が見込まれる。</p> <p>グリーン・ツーリズム型産業の育成と</p>
---	---

れ、平成16年度には体験交流人口を5,000人規模まで拡大し1億円産業に成長することを見込んでいたが、既に平成15年度には体験交流人口が5,336人に総売上高が116百万円に達するなど益々拡大の傾向にある。

そこで、更に都市住民のグリーン・ツーリズムへの要望に応え体験交流型ふるさと観光産業として拡大を図るために、地域資源の廃校や古民家等の遊休施設を活用した農林漁業体験宿泊施設等と農家の住居を活用した農家民宿等を新たに開業すること。また、従来のホームステイから農家民宿業への構造転換を図ること。

そして、これらの取組を促進することにより宿泊施設の更なる充実が図られ、平成10年度からスタートした「越後田舎体験事業」を含む体験交流型ふるさと観光が平成17年度には、旅館業法に基づく宿泊施設で現在の19施設から24施設に、また、現在392戸の農家ホームステイの民泊施設が429施設に拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が12,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が120百万円に達する産業に成長することを見込んでいる。

更に、最終目標の平成19年度には、旅館業法に基づく宿泊施設が30施設に農家ホームステイの民泊施設が540施設に拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が20,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が2億円へ達する産業に成長することを見込んでいる。

して、濁酒を飲用する目的で地域内に訪れる入り込み客の増加目標を1,430人、それによる宿泊費等の経済的効果額は約1,060万円と見込まれる。

また、地域の人材を活用した新たな雇用として、地域内で酒造りの経験を持つ杜氏や酒造り労働者などの雇用が12名程度見込まれる。

(6) 農家民宿業等の拡大による体験交流型ふるさと観光の促進を図る地域経済活性化効果

体験交流型産業については、農業特区に参入した特定法人や農家が農家民宿を開業することにより、宿泊施設の充実と長期滞在型の田舎体験交流産業が育成され、平成16年度には体験交流人口を5,000人規模まで拡大し1億円産業に成長することを見込んでいたが、既に平成15年度には体験交流人口が5,336人に総売上高が116百万円に達するなど益々拡大の傾向にある。

そこで、更に都市住民のグリーン・ツーリズムへの要望に応え体験交流型ふるさと観光産業として拡大を図るために、地域内の廃校や古民家等の遊休施設を活用して農業特区に参入した特定法人や農業生産法人が農林漁業体験宿泊施設等を経営し、地域の農家や新規定住者が農家の住居を活用した農家民宿等を新たに開業する。また、従来のホームステイから農家民宿業への構造転換を図る。

そして、これらの取組を促進することにより宿泊施設の更なる充実が図られ、平成10年度からスタートした「越後田舎体験事業」を含む体験交流型ふるさと観光が平成17年度には、旅館業法に基づく宿泊施設で現在の19施設から24施設に、また、現在392戸の農家ホームステイの民泊施設が429施設に

	<p>拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が12,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が120百万円に達する産業に成長することを見込んでいる。</p> <p>更に、<u>最終目標の平成19年度には、旅館業法に基づく宿泊施設が43施設に農家ホームステイの民泊施設が565施設に拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が20,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が2億円へ達する産業に成長することを見込んでいる。</u></p> <p>(7) <u>新規定住促進効果「定住促進田舎体験お試し事業」</u></p> <p><u>NPO法人等が地域住民の協力を得て、特別区域内の農家や古民家などの空き家の賃貸情報を収集して都市住民などの不特定多数の者に情報を提供し、その空き家を賃借し田舎暮らしを希望する者に転貸し、定住を希望する者に定住に向けての指導と地域住民との調整を行う。</u></p> <p><u>そして、新規定住者の生活基盤の確保に向けて、小規模農地の取得と農業経営を可能とする農地取得後の下限面積要件10アールへの引き下げ、農家民宿の開業を促進する簡易な消防用施設等の容認や旅館業法の面積要件の緩和を活用する「定住促進田舎体験お試し事業」を実施することで、特別区域への新規定住者を76名見込んでいる。</u></p>
--	---

8 特定事業の名称

変更前	変更後
407：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業	407：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業
707：特定農業者による濁酒の製造事業	707：特定農業者による濁酒の製造事業
1001：地方公共団体又は農地保有合理	1001：地方公共団体又は農地保有合理

<p>化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p> <p>1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p>	<p>化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p> <p>1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p> <p>1005：農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業</p> <p>1006：農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p> <p>1215：地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業</p>
---	--

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

変更前	変更後
<p>自然的・経済的・社会的条件が不利な当該地域においては、農林業など一産業だけで地域活性化を図ることは不十分であると考えられることから、今後新たな規制緩和などを活用し今回申請の「<u>東頸城農業特区計画</u>」に変更追加する方法で、<u>地域内で育ちつつあるグリーン・ツーリズムに関する産業など、多種多様な産業を育成し連携を図る中から総合的な振興を図ることとする。</u></p> <p>具体的な構想は以下のとおりである。</p> <p>地域の遊休施設を活用して、特定法人が有機農産物を活用した農産物加工工場とレストランを営み、地元の酒造会社と提携した「しょうちゅう」と「ワイン」の製造と販売を行う事業。</p> <p><u>小規模農地（10a～20a程度）と宅地建物をセットとして都市住民に販売する担い手対策と定住促進事業。</u></p>	<p>自然的・経済的・社会的条件が不利な当該地域においては、農林業など一産業だけで地域活性化を図ることは不十分であると考えられることから、今後新たな規制緩和などを活用し今回申請の「<u>越後里山活性化特区計画</u>」に変更追加する方法で、<u>地域内で育ちつつあるグリーン・ツーリズム（体験交流型ふるさと観光）に関する産業など、多種多様な産業を育成し連携を図る中から総合的な振興を図ることとする。</u></p> <p>具体的な構想は以下のとおりである。</p> <p>地域の遊休施設を活用して、特定法人が有機農産物を活用した農産物加工工場とレストランを営み、地元の酒造会社と提携した「しょうちゅう」と「ワイン」の製造と販売を行う事業。</p> <p>農家民宿等の開設拡大に関連する旅館業法の面積要件の緩和（新潟県旅館業法施行条例）、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和</p>

<p>農家民宿等の開設拡大に関連する旅館業法の面積要件の緩和（新潟県旅館業法施行条例）、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和措置を活用する。</p> <p>廃屋等の保存や農家民宿等への利活用整備と市民農園や体験交流施設の整備に新潟県単独事業「にいがた『ふれあい・グリーン・ツーリズム』促進事業」を活用する。</p>	<p>和措置を活用する。</p> <p>廃屋等の保存や農家民宿等への利活用整備と市民農園や体験交流施設の整備に新潟県単独事業「にいがた『ふれあい・グリーン・ツーリズム』促進事業」を活用する。</p>
--	---

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番 号：407

特定事業の名称：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内に所在する農林業者と農業生産法人及び同区域内に農地又は山林を所有する農林業者と農業生産法人並びに農業特区に参入し農業を営む特定法人で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第9号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
<p>(1) 規制の特例措置の必要性</p> <p>特別区域内では、平成9年に第三セクター鉄道の「ほくほく線」(株北越急行)が開通したことに伴い、<u>翌平成10年から特別区域内の東頸城6町村連携で豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を図っており、平成15年度には小中高の修学旅行(体験型)を中心に6,772人(9,210泊)を受入れ、その総売上額は1億円に達しているが、都市住民のグリーン・ツ</u></p>	<p>(1) 規制の特例措置の必要性</p> <p>特別区域内では、平成9年に第三セクター鉄道の「ほくほく線」(株北越急行)が開通したことに伴い、<u>特別区域内の東頸城6町村では平成10年から豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を推進しており、市町村合併後も連携を図りながら合併する市町村への事業拡大も計画されるなど、益々拡大する傾向にある。</u></p> <p><u>平成15年度地域内に訪れた体験交</u></p>

ーリズムへの期待が高まる中、宿泊施設の不足や施設設備の充実及び地域的施設数のバランスなどの課題も多い。今後より多くの交流人口を受入れて更に成長していくためには、これらの課題を解消する必要がある。

そこで、特別区域内の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大する中から体験交流によるグリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産業を育成し地域経済の活性化を図るためには、農家民宿等を開業するに際しての負担軽減が必要である。構造改革特別区域基本方針中別表1の407:農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業による消防法令の特例措置は、誘導灯及び誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用されることから今後開業を予定している農家民宿業等11施設の開業促進のためには不可欠である。また、併せて農家民宿の開業促進のため全国において実施する規制緩和の農家民宿等の開業に関連する旅館業法の面積要件の緩和(新潟県旅館業法施行条例)、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和措置も活用することとした。

(2) 要件適合性を認めた根拠

「誘導灯」及び「誘導標識」について

農家民宿の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1項)において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。又は、建物に不案内な宿

流型の入り込み客は、小中高生の体験型修学旅行を中心に7,349人でその総売上額は1億円に達しているが、都市住民のグリーン・ツーリズムへの期待が高まる中、宿泊施設の不足や施設設備の充実及び地域的施設数のバランスなどの課題も多い。

今後より多くの交流人口を受入れて更に成長していくためには、これらの課題を解消する必要がある。

そこで、特別区域内の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大する中から体験交流によるグリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産業を育成し地域経済の活性化を図るためには、農家民宿等を開業するに際しての負担軽減が必要である。構造改革特別区域基本方針中別表1の407:農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業による消防法令の特例措置は、誘導灯及び誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用されることから今後開業を予定している農家民宿業等24施設の開業促進のためには不可欠である。

また、併せて農家民宿の開業促進のため全国において実施する規制緩和の農家民宿等の開業に関連する旅館業法の面積要件の緩和(新潟県旅館業法施行条例)、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和措置も活用することとした。

(2) 要件適合性を認めた根拠

「誘導灯」及び「誘導標識」について
農家民宿の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条

<p>泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。</p> <p>イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3 m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。</p> <p>ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。</p> <p>の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。</p> <p>「消防機関へ通報する火災報知設備」について</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、</p> <p>ア 誘導灯及び誘導標識にかかる条件（前記5の(2)の)を満たしていること。</p> <p>イ 客室が10室以下であること。</p> <p>ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明示されること。</p> <p>の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。</p>	<p>の3第1項)において、</p> <p>ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。又は、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。</p> <p>イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3 m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。</p> <p>ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。</p> <p>の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。</p> <p>「消防機関へ通報する火災報知設備」について</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、</p> <p>ア 誘導灯及び誘導標識にかかる条件（前記5の(2)の)を満たしていること。</p> <p>イ 客室が10室以下であること。</p> <p>ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明示されること。</p> <p>の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家</p>
--	--

	民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。
--	---

別紙

1 特定事業の名称

番 号：707

特定事業の名称：特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日から

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者。

事業が行われる区域

変更前	変更後
新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域	新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡川西町、中里村及び新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する認定計画特定農業者が、濁酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
特別区域内は、全国有数の豪雪地帯で古来より棚田などの天水田に水稲単作の農業生産活動による地域を維持してきた中山間地域で、古くから（江戸中期）関	特別区域内は、全国有数の豪雪地帯で古来より棚田などの天水田に水稲単作の農業生産活動による地域を維持してきた中山間地域で、古くから（江戸中期）関

東などの酒造りを支えてきた酒男集団（杜氏に統率された酒造りの出稼ぎ集団）越後杜氏の中の「頸城杜氏」のふるさとである。積雪のため生産活動の停止する冬場に、蓄えの少ない自小作の農民が農業所得の不足を補うためと口減らしのために異郷の関東・中部など26都道府県に酒屋稼ぎとして出稼ぎに出向いた歴史がある。また、特別区域内においても酒造りの長い歴史がある。大正元年には17戸の造り酒屋で3,353石を製造した記録も見られる。その後も雪国ならではの酒造りが行われ地域経済の発展に貢献してきたが、時代の変遷により現在では1軒だけが酒造りを継承している。

現在では、酒造工程の機械化、企業の統廃合や年間雇用の酒男の採用、通年兼業農家の増加のため出稼ぎ人口が激減したことなどが要因で酒男出稼ぎも激減したものの、特別区域内には平成15年度で8名の杜氏と29名の酒男が現役として酒造りに携わっており、現役は引退したものの酒造りの経験を持つ杜氏経験者は11名、酒男経験者は35名を数える未だに杜氏の技を継承している地域である。

特別区域内は、県内でも有数な酒米の生産地で、大粒で心白が多く麹菌の入りが良いなど酒造りに最適な「五百万石」を主体に年間295haが作付され約1420tの酒米が酒造会社と委託契約で栽培出荷されている。

東などの酒造りを支えてきた酒男集団（杜氏に統率された酒造りの出稼ぎ集団）越後杜氏の中の「頸城杜氏」のふるさとである。積雪のため生産活動の停止する冬場に、蓄えの少ない自小作の農民が農業所得の不足を補うためと口減らしのために異郷の関東・中部など26都道府県に酒屋稼ぎとして出稼ぎに出向いた歴史がある。

また、特別区域内においても酒造りの長い歴史がある。旧東頸城郡では大正元年には17戸の造り酒屋で3,353石を製造した記録も見られる。

その後も雪国ならではの酒造りが行われ地域経済の発展に貢献してきたが、時代の変遷により現在では3軒だけが酒造りを継承している。

現在では、酒造工程の機械化、企業の統廃合や年間雇用の酒男の採用、通年兼業農家の増加のため出稼ぎ人口が激減したことなどが要因で酒男出稼ぎも激減したものの、特別区域内には平成15年度で11名の杜氏と36名の酒男が現役として酒造りに携わっており、現役は引退したものの酒造りの経験を持つ杜氏経験者は11名、酒男経験者は37名を数える未だに杜氏の技を継承している地域である。

特別区域内の旧東頸城郡では、県内でも有数な酒米の生産地で、大粒で心白が多く麹菌の入りが良いなど酒造りに最適な「五百万石」を主体に年間295haが作付され約1420tの酒米が酒造会社と委託契約で栽培出荷されている。

特別区域内には、酒造りの仕込み水として最適な軟水がブナ林などの豊かな森林資源に蓄えられ、清水として特別区域内の各所に湧水している。

特別区域内では、松之山温泉郷を中心とした従来型の温泉観光産業と豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」の体験交流型観光産業による都市交流と地域活性化が図られ、平成14年度の実績で約130万人の入り込み客が特別区域内を訪れているが、冬期間におけるスキー客以外の入り込み客の増加が今後地域経済の活性化に向けての課題となっている。

これら「雪国という酒造りに適した自然環境」「良質な地元産の酒米」「清冽な酒造りに適した水」「歴史的に培われてきた杜氏の技」などの地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該特別区域において、寒仕込みや雪室など地域の自然環境と施設を有効に活用した上記1の特定事業「特定農業者による濁酒の製造事業」を導入することで、特別区域内の農業者が自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し飲用として提供することは、地域の環境と資源を活用した新たな産業の育成とグリーン・ツーリズム型産業の育成、地域の人材を活用した新たな雇用が生まれる等、東頸城農業特区計画の目標を達成し地域経済の活性化を図る上で重要な特定事業となる。

特別区域内には、酒造りの仕込み水として最適な軟水がブナ林などの豊かな森林資源に蓄えられ、清水として特別区域内の各所に湧水している。

特別区域内では、松之山温泉郷を中心とした従来型の温泉観光産業と豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」の体験交流型観光産業による都市交流と地域活性化が図られ、平成15年度の実績で約254万人の入り込み客が特別区域内を訪れているが、冬期間におけるスキー客以外の入り込み客の増加が今後地域経済の活性化に向けての課題となっている。

これら「雪国という酒造りに適した自然環境」「良質な地元産の酒米」「清冽な酒造りに適した水」「歴史的に培われてきた杜氏の技」などの地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該特別区域において、寒仕込みや雪室など地域の自然環境と施設を有効に活用した上記1の特定事業「特定農業者による濁酒の製造事業」を導入することで、特別区域内の農業者が自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し飲用として提供することは、地域の環境と資源を活用した新たな産業の育成とグリーン・ツーリズム型産業の育成、地域の人材を活用した新たな雇用が生まれる等、越後里山活性化特区計画の目標を達成し地域経済の活性化を図る上で重要な特定事業となる。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で特区の認定を受けて、上記1の特定事業の用に供するため、農地所有者から所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する市町村又は農地保有合理化法人

構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市町村又は農地保有合理化法人から農地等の貸付けを受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体

(ア) 農地等を貸付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市町村又は農地保有合理化法人とする。

(イ) 農地等の貸付けを受けて農業に参入する主体は、上記2に記載の特定法人とする。

事業が行われる区域

変更前	変更後
新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域	新潟県十日町市の全域、新潟県中魚沼郡川西町の一部(旧仙田村の全域)、新潟県中魚沼郡中里村の全域及び新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する特定法人の農業への参入と農業経営に必要な付帯する各種農業関連施設とする。

- ・ 農業経営面積 100ha (水田、畑、果樹園、養畜等)

- ・ 事業開始時に 8.2ha、その後 50ha に拡大。最終的に 100ha の農業経営

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
<p>特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、<u>1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 62.3%を占め、水田の整備率も 21.3%と低水準にとどまっている。また、農家所得も農業専従者で 557 千円と県平均の 38.1%と低水準となっている。</u></p> <p><u>このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 55.6%にあたる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7%にのぼり、後継者がいる農家は 25%に過ぎない状況にある。</u></p> <p><u>そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 8,651ha あった農地が平成 12 年には 5,397ha (減少率 37.6%) まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3%にも達し、平成 12 年から平成 14 年までの間で 197ha が減少し更に遊休農地化している。</u></p> <p><u>また、地域内の町村担い手公社 4 法人、農業生産法人 3 法人で 113ha を経営しているが、いずれも法人内で働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。</u></p> <p><u>このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでな</u></p>	<p>特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、<u>1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 42%を占め、水田の整備率も 38.4%と低水準にとどまっている。また、農家の生産農業所得も農業専従者換算で 1 人当たり 1,111 千円と県平均の 67.7%と低水準となっている。</u></p> <p><u>このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 60%にあたる 81.5 a に過ぎず、全農家 9,045 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.6%にのぼり、後継者がいる農家は 35%に過ぎない状況にある。</u></p> <p><u>そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 14,795ha あった耕地面積が平成 12 年には 10,858ha (減少率 26.6%) まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 2,872 戸の農家で 732ha と全経営耕地面積の 6.7%にも達し、平成 12 年から平成 15 年までの 4 力年間で 365ha が減少し更に遊休農地化している。</u></p> <p><u>また、地域内の担い手公社等 4 法人が管理と受託している面積は 1 1 4 ha、農業生産法人 1 5 法人は 1 6 2 ha を経営しているが、急傾斜地の条件不利益地における水稲栽培が中心で、いずれの法人も働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。</u></p>

く、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「東頸城農業特区計画」を作成した。

東頸城農業特区は、構造改革特別区域で自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域に設定する。

構造改革特別区域には、上記1の特定事業「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を導入することで、担い手不足への対応を図り農地の遊休化を防止する。

また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型産業システム(中山間地域活性化モデル版)を構築し地域経済の活性化を図るものである。

このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「越後里山活性化特区計画」を作成した。

越後里山活性化特区は、構造改革特別区域を中山間地域で自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域と市町村合併において当該地域と諸条件が同様の中山間地域で、今後互いに連携を図りながら地域活性化を推進する必要がある十日町市と中里村の全域と川西町の一部区域に設定する。

構造改革特別区域には、上記1の特定事業「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を導入することで、担い手不足への対応を図り農地の遊休化を防止する。

また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携」の取組を進め、当該中山間地域9市町村連携の複合循環型産業システム(中山間地域活性化モデル版)を構築し地域経済の活性化を図るものである。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1002

特定事業の名称：地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で市民農園を開設する農地所有者

構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市町村又は農地保有合理化法人から特定農地を借り受けて市民農園を開設する農地を所有していない者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

- (ア) 農地を貸付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市町村及び農地保有合理化法人とする。
- (イ) 農地の貸付けを受けて市民農園を開設する主体は、上記2に記載の農地所有者及び農地を所有していない者とする。

事業が行われる区域

変更前	変更後
新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域	新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡川西町、中里村及び新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する農地所有者及び農地を所有していない者が開設する市民農園と付帯する関連施設とする。

- ・ 市民農園開設区画数 171 区画（既存 129 区画を 300 区画に拡大）
- ・ 事業開始時 50 区画、最終的に 171 区画に拡大。

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
<p>特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、<u>1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 62.3%を占め、水田の整備率も 21.3%と低水準にとどまっている。また、農家所得も農業専従者で 557 千円と県平均の 38.1%と低水準となっている。</u></p> <p><u>このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 55.6%にあたる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7%にのぼり、後継者がいる農家は 25%に過ぎない状況にある。</u></p> <p><u>そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 8,651ha あった農地が平成 12 年には 5,397ha(減少率 37.6%)まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3%にも達し、平成 12 年から平成 14 年までの 2 年間で 197ha が減少し更に遊休農地化している。</u></p> <p><u>また、地域内の町村担い手公社 4 法人、農業生産法人 3 法人で 113ha を経営しているが、いずれも法人内で働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。</u></p> <p><u>このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。</u></p> <p><u>そこで、これらの緊急的課題に対応する</u></p>	<p>特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、<u>1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 42%を占め、水田の整備率も 38.4%と低水準にとどまっている。また、農家の生産農業所得も農業専従者換算で 1 人当たり 1,111 千円と県平均の 67.7%と低水準となっている。</u></p> <p><u>このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 60%にあたる 81.5 a に過ぎず、全農家 9,045 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.6%にのぼり、後継者がいる農家は 35%に過ぎない状況にある。</u></p> <p><u>そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 14,795ha あった耕地面積が平成 12 年には 10,858ha(減少率 26.6%)まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 2,872 戸の農家で 732ha と全経営耕地面積の 6.7%にも達し、平成 12 年から平成 15 年までの 4 力年間で 365ha が減少し更に遊休農地化している。</u></p> <p><u>また、地域内の担い手公社等 4 法人が管理と受託している面積は 1 1 4 ha、農業生産法人 1 5 法人は 1 6 2 ha を経営しているが、急傾斜地の条件不利益地における水稲栽培が中心で、いずれの法人も働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。</u></p> <p><u>このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど</u></p>

<p>ため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「東頸城農業特区計画」を作成した。</p> <p><u>東頸城農業特区は、構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域に設定する。</u></p> <p>構造改革特別区域には、上記1の特定事業「地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を導入することで、農業経営の多角化を図り都市と農村の共生と対流を促進する。</p> <p>また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「<u>農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携</u>」の取組による6町村連携の複合循環型産業システム（中山間地域活性化モデル版）を構築し地域経済の活性化を図るもの<u>である。</u></p>	<p>深刻な課題となっている。</p> <p>そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「<u>越後里山活性化特区計画</u>」を作成した。</p> <p><u>越後里山活性化特区は、構造改革特別区域を中山間地域で自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域と市町村合併において当該地域と諸条件が同様の中山間地域で、今後互いに連携を図りながら地域活性化を推進する必要がある十日町市と中里村及び川西町の全域に設定する。</u></p> <p>構造改革特別区域には、上記1の特定事業「地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を導入することで、農業経営の多角化を図り都市と農村の共生と対流を促進する。</p> <p>また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、<u>当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携」の取組を進め、当該中山間地域9市町村連携の複合循環型産業システム(中山間地域活性化モデル版)を構築し地域経済の活性化を図るものである。</u></p>
--	--

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1005

特定事業の名称：農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、農業を行う農業生産法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受け日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

特別区域内において農業を行う農業生産法人

(2) 事業が行われる区域

新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡川西町、中里村及び新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

(3) 事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特別区域内において農業を行う農業生産法人が、その行う農業に関連する事業として、特別区域内で行われる農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特別区域内では、平成9年に第三セクター鉄道の「ほくほく線」(株北越急行)が開通したことに伴い、翌平成10年から特別区域内の東頸城6町村連携で豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流によるグリーン・ツーリズム型の地域活性化を図ってきた。その結果、平成15年度年度地域内に訪れた体験交流型の入り込み客は、小中高生の体験型修学旅行を中心に7,349人に達しているが、都市住民のグリーン・ツーリズムへの期待が高まる中、今後より多くの交流人口を受入れて更に成長していくためには、宿泊施設数の拡

充が課題となっている。

また、特別区域内の農業生産法人数は15法人で経営面積は162ヘクタールであるが、急傾斜の条件不利益農地における水稲栽培が中心で、高収入をもたらす農業関連事業も実施していないことから、その経営は安定的なものとはいえない状況にある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

自然豊かな農村地域における都市住民のグリーン・ツーリズムへの期待が高まる中、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムによる地域活性化を促進するためには、農村地域における受入れの拡大と充実が重要であり、地域において農業経営を行う農業生産法人が、農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を行うことは、その一翼を担うことであり地域農業自体の活性化にも繋がるものと期待している。

また、今後の市町村合併によって生じる各公営の農村滞在型余暇活動に利用されている施設の管理運営の受け手として期待される。

このように、地域農業の担い手である農業生産法人が、農地法施行規則第1条の2の特例措置を活用して、農業体験施設の運営や農業体験を行う都市住民等の滞在に必要な民宿業を行うことは、グリーン・ツーリズムが一層促進され、地域経済の活性化や地域雇用の拡大及び地域農業と当該法人の農業経営安定化などの効果が発現される。

2 - 1 規制の特例処置を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

名称	有限会社 安塚アグリ 社長 本 白 貴 人
住所	新潟県東頸城郡安塚町大字石橋 511
概要	<p>平成17年度、安塚町において6ヘクタールの農地と山林及び住居を取得し、同町において農業生産法人として農業経営を開始する。</p> <p>本農業生産法人「(有)安塚アグリ」の農業経営の基本は、環境保全と労力の省力化に配慮した「布マルチ直播水稻栽培」と遊休農地で胡麻・綿等を生産する畑作を計画している。</p> <p>また、平成18年度から農業生産以外の事業として、就農希望の中高年層と田舎暮らしや帰農を希望する者を対象とした滞在型農業体験実習施設「里山帰農塾」の開設・管理・運営を計画している。</p> <p>里山帰農塾は、団塊の世代が退職後第二の人生を田舎での就農を希望する者や転職して田舎暮らしと就農を希望する中高年層などに、農業経営と営農技術の指導、農村定住生活の指導、定住帰農・週末帰農の受入紹介等を行うものである。</p> <p>一回の募集人員は10名 一回の指導期間は4泊5日 指導コースと指導料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期体験コース 5万円 ・中期体験コース 7万円 ・帰農コース 10万円 ・長期就農、帰農コース 50万円 <p>将来は、安塚町の他に松代町においても開設を検討している。</p> <p>以上のことから、農業生産法人「(有)安塚アグリ」が本特区計画の特別区域内において、特定事業1005（農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業）を活用して、農業関連事業の拡大を図るものである。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>特別区域内の市町村（上越市、十日町市、安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村、川西町、中里村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特区担当代表者 ・ 農業委員会事務局
意見を聞いた日時	平成16年8月6日
意見を聴いた方法	<p>特別区域内の代表による特区代表者会議において、特定事業（1005）の特例措置の内容を説明し、区域内の農林漁業体験事業への活用と各体験交流施設の指定管理者制度を活用した管理運営等について意見交換を行った。</p> <p>また、併せて特定事業に参入する農業生産法人の有無について意見交換を行った。</p>
意見の概要	<p>各市町村において、農業生産法人に対し特定事業の内容を説明し、活用の有無の確認を行うこととなった。</p> <p>その際、各市町村に所在する農業生産法人の経営内容も併せて調査することとした。</p> <p>報告期限を8月31日までとした。</p>
意見に対する対応	<p>その結果、安塚町に所在する農業生産法人が民家と農地を取得し、長期滞在型の市民農園を経営し就農希望者に就農指導を実施することとなった。</p>

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1006

特定事業の名称：農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を下回る面積の農地の権利を取得する者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

(ア)新潟県知事は、認定を受けた構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置が適用される区域において農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を定めようとする場合は、当該計画において定められた面積を設定し公示する。

(イ)農地法施行規則第3条の4の規定にかかわらず農地の権利取得後の下限面積要件特例設定基準を定めるのは、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市町村とする。

(ウ)現在市町村が設定している農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を下回る面積の農地等の権利を取得できるのは、構造改革特別区域内で農地の権利を取得し農業に従事する者とする。

(2) 事業が行われる区域

新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡川西町の区域及び新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村の区域で、認定市町村がそれぞれの実情に応じて定めた、別表「農地法第3条下限面積の別段面積の対比表」の特例措置後下限面積の範囲とする。

(3) 事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

(ア)担い手不足、農地の遊休化が深刻な地域において、小規模農地を

取得する新規就農者の受入れを促進することにより、農地の保全と遊休農地の有効利用及び新規就農の促進を図る。

(イ) 小規模農地を取得する新規就農者を受入れるため、特区番号 1215「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業」を活用して地域に存在する空き家の情報提供などを行い新規定住の促進を図る。

(ウ) 特区の認定を受けた市町村が定める農地等取得後の下限面積要件 10アール以上を設定する範囲は、担い手不足、農地の遊休化が深刻な地域において農地を保全し遊休農地の有効利用を図る区域とし、認定市町村がそれぞれの実情に応じて定めるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、1/20以上の急傾斜農地が全耕地面積の42%を占め、水田の整備率も38.4%と低水準にとどまっている。また、農家の生産農業所得も農業専従者換算で1人あたり1,111千円と県平均の67.7%と低水準となっている。

このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家1戸あたりの経営耕地面積は県平均の60%にあたる81.5aに過ぎず、全農家9,045戸のうち65歳未満の農業専従者がいない割合は92.6%にのぼり、後継者がいる農家は35%に過ぎない状況にある。

そのため離農等による耕作放棄が進み昭和60年に14,795haあった農地が平成12年には10,858ha(減少率26.6%)まで減少している。また、平成12年農林業センサスによる耕作放棄面積は2,872戸の農家で732haと全経営耕地面積の6.7%にも達し、平成12年から平成15年までの4力年間で365haが減少し更に遊休農地化している。

地域内では担い手公社が4法人で114haを管理・受託耕作し、そして、農業生産法人が15法人で162haを認定農業者が282人で665haの農地を耕作しているが、その耕作面積は地域全体の農地の約9%に過ぎない。また、いずれの公社・法人の場合も現在の職員数と水稲単作という経営内容では、耕作面積が限界に達し経営規模の拡大が図れない状況にあり、認定農業者の場合も棚田等のほ場条件や農業者自身の高齢化が進み後継者もいないことなどから経営規模の拡大は望めず、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。

このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

(2) 農地の権利取得後経営面積の下限面積

- ・ 現 行：50～20アール以上
- ・ 特例措置：10アール以上

事業が行われる区域における現行下限面積と特例措置後の下限面積は、別表「農地法第3条下限面積の別段面積の対比表」による。

(4) 下限面積設定と下限面積適用範囲の根拠

上記(1)規制の特例措置の必要性に記載のとおり、地域の農業は過疎化・高齢化、担い手の不足により、地域農業者内部の対応では解決が困難な状況となっており、意欲のある新規就農者を受入れ育成することが緊急の課題となっている。

また、新規就農者が取得を希望する農地の面積は、大規模小規模様々でありこれら新規就農者のニーズに応えるため、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上とする。

しかし、特別区域内の農地の状況は、農業基盤整備により整備され農地や棚田・天水田などの未整備農地が混在していることから、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上とする範囲を一律に設定することは、基盤整備農地の分割化や認定農業者などの地域の担い手への農地利用集積など地域農業の経営基盤強化に向けて弊害も生じると予想されるから1の特定事業を実施する範囲は、農地を保全し遊休農地の有効利用を図る区域において、特区の認定を受けた市町村自らが地域の実情に応じて定めることとした。

(5) 要件適合性を認めた根拠

(ア) 担い手の不足、遊休農地の深刻化

特別区域内の農業の状況は、下表のとおり過疎化・高齢化が急速に進み、担い手の不足などにより耕地面積は減少し、農地の遊休化・耕作放棄化が増大している。

農家は年々減少し、農業センサスによれば1980年13,076戸から2000年には9,045戸(毎年平均200戸が減少)に減少し、減少率は約31%に達している。また、後継者を有する農家も年々減少し2000年には全農家の34.6%迄低下、今後もこの傾向が続くものと推測される。

農業人口は年々減少し、1980年58,371人から2000年には36,824

人（毎年平均 1,077 人が離農）に減少し、減少率は約 37%に達している。また、農家の高齢化は年々増加の傾向にあり 2000 年の高齢化率は農業人口全体の 30.6%に達し、今後この傾向が続くものと推測される。

経営耕地面積は年々減少し、1980 年 10,612 ㌃から 2000 年には 7,371 ㌃（毎年平均 162 ㌃が遊休化）に減少し、20 年で 3,241 ヘクタールが遊休化し、その遊休化率は約 31%に達している。また、耕作放棄化も進行し 2000 年における耕作放棄率は全経営耕地面積の 9.9%に達し、今後この傾向が続くものと推測される。

項目 \ 年度	1980	1985	1990	1995	2000	累計
農家数(戸)	13,076	12,030	10,901	9,915	9,045	4,031
農家減少率(%)		8.0	9.4	9.0	8.8	30.8
農業後継者有(戸)			4,855	4,459	3,130	
後継者率(%)			44.5	45.0	34.6	
農業人口(人)	58,371	52,326	46,546	40,873	36,824	21,547
減少率(%)		10.4	11.0	12.2	9.9	36.9
65 才以上農業人口(人)	9,389	9,290	9,803	10,727	11,264	
高齢化率(%)	16.1	17.8	21.1	26.2	30.6	
経営耕地面積(㌃)	10,612	9,963	9,084	8,057	7,371	3,241
遊休化率(%)		6.1	8.8	11.3	8.5	30.5
耕作放棄面積(㌃)	662	417	873	797	731	
耕作放棄率(%)	6.2	4.2	9.6	9.9	9.9	

データは農林業センサスによる。

(イ) 農業上の利用の増進に支障を及ぼさないと判断した根拠

特別区域内は、全国有数の地すべり地帯で 1 / 20 以上の急傾斜に棚田・天水田などの小規模農地が全農地の 42%を占める地域であり、その地形的条件等の理由により農業基盤整備による水田の整備率は 38.4%と低水準にとどまっている。また、農家の経営耕地面積は 81.5 アールに過ぎず、生産農業所得は 1,111 千円と典型的な中山間地の小規模農業経営を展開している。

これらの地域においては、将来的に大規模土地利用型農業経営が展開される可能性はなく、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を 10 アールに設定したとしても、当該地域及び周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められ、1 の特定事業を導入し新規就農を促進することによる農地の

保全と有効利用を図ることが、地域農業の維持に国土の保全に必要と
考えている。

なお、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限
面積要件を10アール以上とする範囲を一律に設定するのではなく、
農地を保全し遊休農地の有効利用を図る区域において、特区の認定を
受けた市町村自らが地域の実情に応じて定めることとしたことも支
障を及ぼさないと判断した根拠といえる。

(ウ) 将来的に特例措置による許可を受ける者の人数(目標)

- ・ 農地権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化により
新たに就農する者76名
- ・ 農地権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化により
耕作が開始される面積11ヘクタール

別 表

農地法第3条下限面積の別段面積の対比表

郡市町村名	現行下限面積		特例措置後下限面積	
	区 域	面積 (㌧)	区 域	面積 (㌧)
十日町市	旧十日町の区域	40	旧十日町(巳乙及び未甲及び未乙及び申甲及び申乙及び酉甲及び酉乙及び戌及び亥甲及び亥乙及び亥丙)の区域	10
			旧十日町(巳乙及び未甲及び未乙及び申甲及び申乙及び酉甲及び酉乙及び戌及び亥甲及び亥乙及び亥丙を除く)の区域	40
	旧中条村の区域	50	旧中条村(大字新座乙及び大字中条丁及び大字中条戊及び大字中条庚)の区域	10
			旧中条村(大字新座乙及び大字中条丁及び大字中条戊及び大字中条庚を除く)の区域	50
	旧川治村の区域	50	旧川治村(大字八箇丙及び大字八箇丁及び大字八箇戊及び大字八箇己及び大字八箇庚及び大字八箇辛及び大字八箇壬)の区域	10
			旧川治村(大字八箇丙及び大字八箇丁及び大字八箇戊及び大字八箇己及び大字八箇庚及び大字八箇辛及び大字八箇壬を除く)の区域	50
	旧六箇村の区域	50	旧六箇村(丁及び戊及び己及び庚)の区域	10
			旧六箇村(丁及び戊及び己及び庚を除く)の区域	50

	旧吉田村の区域	50	旧吉田村(大字樽沢乙及び大字樽沢及び大字真田甲及び大字真田乙及び大字真田丙及び大字真田丁)の区域	10
			旧吉田村(大字樽沢乙及び大字樽沢及び大字真田甲及び大字真田乙及び大字真田丙及び大字真田丁を除く)の区域	50
	旧下条村の区域	50	旧下条村(大字東下組及び東下組乙及び大字東下組丙)の区域	10
			旧下条村(大字東下組及び東下組乙及び大字東下組丙を除く)の区域	50
	旧水沢村の区域	50	旧水沢村(大字馬場戊及び大字馬場己及び大字馬場庚及び大字馬場辛及び大字馬場壬及び大字馬場癸及び大字伊達乙及び大字伊達丙及び大字伊達丁及び大字伊達戊及び大字伊達己及び大字伊達庚及び大字伊達辛)の区域	10
			旧水沢村(大字馬場戊及び大字馬場己及び大字馬場庚及び大字馬場辛及び大字馬場壬及び大字馬場癸及び大字伊達乙及び大字伊達丙及び大字伊達丁及び大字伊達戊及び大字伊達己及び大字伊達庚及び大字伊達辛を除く)の区域	50
	旧貝野村の区域	50	旧貝野村の区域	10
中魚沼郡 川西町	旧千手町の区域	50	旧千手町の区域	50
	旧上野村の区域	50	旧上野村の区域	50
	旧橋村の区域	50	旧橋村の区域	50
	旧仙田村の区域	50	旧仙田村の区域	10
旧東頸城 郡安塚町	旧安塚村の区域	40	安塚町の区域	10
	旧菱里村の区域	40		
	旧小黒村の区域	40		

旧東頸城郡浦川原村	旧下保倉村の区域	40	旧下保倉村(大字大栃山及び大字上柿野及び大字東俣及び大字上岡及び大字杉坪及び大字岩室)の区域	10
			旧下保倉村(大字大栃山及び大字上柿野及び大字東俣及び大字上岡及び大字杉坪及び大字岩室を除く)の区域	40
	旧安塚村の区域	40	旧安塚村(大字虫川及び大字中猪子田及び下猪子田)の区域	40
			旧安塚村(大字虫川及び大字中猪子田及び下猪子田を除く)の区域	10
	旧沖見村の区域	50	旧沖見村の区域	10
東頸城郡松代町		40	松代町の区域	10
東頸城郡松之山町	旧松之山村の区域	40	松之山町の区域	10
	旧浦田村の区域	40		
旧東頸城郡大島村	旧大島村の区域	40	大島村の区域	10
	旧保倉村の区域	30		
	旧旭村の区域	40		

2 - 1 規制の特例処置を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

名称	鴨井礼子 北川一彦
住所	新潟県東頸城郡浦川原村大字熊沢 502 番地 新潟県東頸城郡安塚町大字坊金
概要	<p>平成 16 年度上記住所の空き家を購入したが、この宅地には隣接して 12 アールの農地があり、住宅・宅地と農地を併せて購入し耕作を希望したが、浦川原村の農地取得下限面積が 40 アールであることから取得できなかった。</p> <p>平成 12 年 5 月に東京から移住し、住宅・宅地と農地 20 アールを購入し、農地については耕作を希望したが安塚町の農地取得下限面積が 40 アールであることから、農地については取得できなかった。本人は現在地域の坊金生産組合を手伝いながら水田と畑を耕作している。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>【農業委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安塚町 石野善司会長、岡秀実事務局長 ・ 浦川原村 山崎忠一会長、井澤保会長代理、荒木政幸事務局長 ・ 松代町 山本耕一会長、山岸正康委員、仲村忠久委員、 斎藤良平委員、関谷正行委員、柳善雄事務局長 ・ 松之山町 相沢亨会長 ・ 大島村 杉田博茂会長、片桐恒雄係長 ・ 牧村 秋山健会長 <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安塚町 小林一実まちづくり振興課長、岡武夫副課長 ・ 浦川原村 西山知太郎建設農林課長 ・ 松代町 山賀茂農林課長、小堺定男企画振興課長 ・ 松之山町 佐藤至振興課長、相沢一郎産業課長 ・ 大島村 吉野幸雄産業建設課長
意見を聞いた日時	平成16年7月12日
意見を聴いた方法	東頸城6町村の農業委員会と行政による「東頸城農業特区意見交換会」において、特定事業(1006)の概要と適用する範囲について説明し、その後意見交換を行う中から同特定事業の追加と活用方法について検討を行った。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地は、担い手の不足から今後益々遊休化が進み、不在地主への対策を早急に取り組む必要がある。 ・ 地域には新規就農を希望する者からの問い合わせが増えているが、求める農業経営の形態は様々である。 ・ 地域全体を一律に10アールに設定することは、優良農地の利用集積などに支障をきたすのではないか。 ・ 急傾斜地の小規模農地の区域と平地の優良農地の区域に分けて考える必要があるのではないか。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農希望者への対応を図るため、東頸城農業特区に特定事業(1006)を追加し活用する。 ・ 特定事業の適用範囲については、担い手の不足、農地の遊休化が深刻で農地の保全と有効利用を図る区域とし、認定市町村が地域の实情に応じて設定することとし、内閣府特区推進室と事前調整することとした。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1215

特定事業の名称：地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において1の特定事業の事業主体となるNPO法人で、当該事業を行う市町村に事業の実施について届出をした法人。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

事業主体は、構造改革特別区域内で特定事業を実施するNPO法人。

(2) 事業が行われる区域

新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

(3) 事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

事業主体のNPO法人が、特別区域内の農家や古民家など空き家の賃貸情報を収集し、ホームページやチラシ等により不特定多数の者に提供する行為及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸する行為。

事業主体のNPO法人が、特別区域内の空き家を賃借し、就農希望者に当該空き家を転貸し就農指導をする行為及び田舎体験交流希望者に対し当該空き家を転貸し各種体験を指導する行為。

特別区域内の市町村は、上記NPO法人の実施する行為について、特別区域内の不動産賃貸借、売買の取引数が少ないなどの取引の動向に鑑み、消費者利益の保護を損わず、宅地建物取引業法の厳正な運用の観点から支障がないと判断し、グリーン・ツーリズムや農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

事業が行われる区域内の人口は、区域内が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯で、1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 62.3%を占めるなどの気候的・地形的条件の厳しさが故に年々減少し、20 年前の 1980 年に 31,711 人を数えた人口が 2000 年には 20,830 人と 1980 年の 66.7%にまで減少している。その後も減少傾向は続き 25 年後の 2025 年には 10,237 人と 2000 年の約 50%にまで減少するものと推計されている。

また、65 才以上の高齢人口は、年々増加を続け 20 年前の 1980 年に 5,158 人高齢化率 16.3%であったものが、2000 年には 7,319 人に達し高齢化率は 35.1%にまで上昇している。その後は減少するものの地域人口の減少に伴い 25 年後の 2025 年の高齢化率は約 42%に達するものと予想されている。

区域内の世帯数は、10 年前の 1990 年に 7,224 戸を数えた世帯が 2000 年には 6,610 戸で 1990 年の 91.5%にまで減少し、その後も減少傾向が続き 25 年後の 2025 年には 4,100 人と 2000 年の約 60%にまで減少するものと推計されている。

このような中で、現在区域内には特定事業の対象となる空き家は 91 戸存在しているが、今後、過疎化・少子高齢化等の進展に伴い離農・離村による空き家は益々増加していくものと予想されるため、地域の維持保全や活性化を図る上で、その利活用による新規住と新規就農を図ることが地域存続への緊急の課題となっている。

項目 \ 年度	1980	1985	1990	1995	2000	2025
人口(人)	31,711	27,941	24,959	22,742	20,830	10,237
人口の減少(人)		3,770	2,982	2,217	1,912	10,593
減少指数(%)	100.0	88.1	78.7	71.7	65.7	32.3
65才以上人口(人)	5,158	5,192	5,662	6,604	7,319	4,280
高齢化率(%)	16.3	18.6	22.7	29.0	35.1	41.8
14才以下人口(人)	5,878	4,814	3,922	3,187	2,556	1,186
年少率(%)	18.5	17.2	15.7	14.0	12.3	11.6
世帯数(戸)			7,224	6,863	6,610	4,100
減少指数(%)			100.0	95.0	91.5	56.8

(2) 要件適合性を認めた根拠

一方、田舎暮らしを希望する都市住民の中には、いわゆるスローライ

フ的な暮らしを求めての定住希望や平日は都会で休日は田舎でというライフスタイルを求めての賃貸借を希望する者が多い状況にある。

特別区域内には宅地建物取引業の免許業者は2社存在するが、2社とも建設業を本業として企業活動しているため、空き家の売買と賃貸借の仲介・斡旋に係る実績はほとんど無い状況である。

このようなことから、現状は空き家の賃貸物件の情報を提供する者がほとんどいない等のために、空き家の賃貸物件の取引件数は極めて少なく、空き家取引に関するトラブルも発生していない状況である。

このため、当該規制の特例措置により特別区域内のNPO法人等の非営利活動法人が、空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供することについて、特別区域内の市町村が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわず、宅地建物取引業法の厳正な運用の観点から支障がないと判断し、グリーン・ツーリズム、農村（田舎）体験学習等を通じて、都市と農村の交流を促進する中から新規定住の促進を図る地域活性化の政策目的に基づいてこれを推奨していく。

なお、特別区域内のNPO法人が、当該規制の特例措置を受けて空き家の賃貸情報の提供等を行おうとする時は、当該特定事業を行う区域の市町村に対して、本事業の実施に関する届出を行うとともに、定期的に事業実績等を報告することとする。

2 - 1 規制の特例処置を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

名称	NPO法人「ゆきの里山」暮らしの創造ネットワーク 代表理事 矢野宏明
住所	新潟県東頸城郡安塚町大字高沢1022
概要	<p>設 立 日：平成15年8月28日</p> <p>目 的：「中山間地域での暮らしの創造」を合い言葉に、過疎化・高齢化・後継者難・耕作放棄地など中山間地域農業の諸問題を抱える新潟県東頸城地域において、公益性の高い農業実践を通じて、耕作放棄地の再生と、「U・Iターン」を含めた新規就農者の支援を自治体と協働で行い、地域農業の活性化、まちづくりの推進及び環境の保全、子供の健全育成、他地域住民との相互交流・相互理解に寄与する。</p> <p>事業内容：(1) 耕作放棄地の再生に係る事業 (2) 就農者の支援に係る事業 (3) 食文化を通じた国際交流の推進に係る事業 (4) その他上記事業に付随する事業</p> <p>役 員：代表理事 矢野宏明 副代表理事 日高 博 専務理事兼事務長 池田伸一 理事 吉田良一、秋山和喜、渡辺謙克、横手正実 監事 鷲津史也</p>

主体が既に特定されている場合

名称	NPO法人「ふるさとワッショイ」 理事長 久保田雄司
住所	新潟県東頸城郡松之山町大字浦田7575
概要	<p>設 立 日：平成14年6月4日</p> <p>目 的：子供から中・高年齢までの幅広い層に対して、自然の中での体験活動を通して生き甲斐を見つける機会の創設、生涯教育の場の提供、健康の増進、伝統文化・技能の継承促進、都市・地方間の交流人口の創出等に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>事業内容：(1) 松之山町所有の交流体験施設「ぶなの木山荘」の管理、運営に関する事業 (2) 山村留学及び交流体験活動を通じ、社会教育活動、自然体験活動の推進事業 (3) 環境の保全及び快適な生活環境の整備のための研究に関する事業 (4) 地域全体が楽しく参加でき、取り組める各種セミナー、イベントの開催 (5) 松之山の農産物、特産物の販売支援業務に関する事業</p> <p>役 員：理 事 長 久保田雄司 副理事長 飯塚哲朗、田中富士雄 理 事 相沢正平、相沢 亨、池田美佳、 石塚一久、小見美恵子、佐藤 仁、 竹内茂俊、田中京子、丸山定一 監 事 佐藤 力、草村好信</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	NPO法人「ゆきの里山」 矢野宏明、秋山和喜、日高博、吉田良一 NPO法人「ふるさとワッショイ」 久保田雄司、相沢亨、宮下圭夫、石塚一久
意見を聞いた日時	平成16年7月14日
意見を聴いた方法	NPO法人を対象とした構造改革特区セミナーを開催。そのセミナーにおいて特定事業1215の特例措置の内容と同特定事業を活用した定住促進事業の計画骨子について提示し、事業計画への参画を呼びかけ。
意見の概要	2法人とも事業計画への参画に同意し、1215の特定事業を活用した定住促進事業を実施し、地域活性化を図ることとした。
意見に対する対応	今後、1215の特定事業を実施するNPO法人と特別区域内の宅地建物取引業者、土地家屋調査士、イターン者などで構成するプロジェクトチームを立ち上げて、事業計画内容の具体化、計画の策定、進行管理を行う予定。

3 構造改革特別区域計画の工程表【変更前】

	特定事業名(別表1の番号)	H15.4	H15.6	H15.7	H15.10	(H16.1)	H16.2~	H16.4	H17.4	H19~	
特定事業	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業(1001)		・農地の賃貸借契約書及び協定書の作成 ・農地所有者及び関係集落への意向確認	・農地の賃貸借契約の許可申請 ・協定書の締結 ・特例措置適用開始	・農地法第3条の許可後、使用貸借による権利又は賃借権の設定	・事業の一部着手。(水稻の一部作付け、山菜及び秋野菜は作付け開始)		・水稻の作付けをはじめ事業の本格的実施	新たな担い手の確保 による農地の遊休化防止と国土保全 目標参入面積：50ha 田畑：9ha 果樹園：1ha 採草放牧地・牧場：40ha	地域の人材を活用した新たな雇用確保	目標参入面積：100ha 田畑：59ha 果樹園：1ha 採草放牧地・牧場：40ha
特定事業	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業(1002)		・農地の賃貸借契約書及び協定書の作成 ・農地所有者及び関係集落への意向確認	・特定農地貸付けの承認申請 ・協定書の締結 ・特例措置適用開始	・使用収益権の設定 ・農業委員会による特定農地貸付の承認	・市民による一部作付け開始 ・使用収益権の設定 ・市民への貸付募集開始 ・使用貸借による権利又は賃借権の設定業の本格的実施		・市民農園貸付け事業の本格的実施	グリーンツーリズム(体験交流型)産業の育成と拡大	目標市民農園区画数：300区画(既存129区画、新規171区画)	
特定事業	農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業(407)		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ		・農家民宿開業セミナーの開催 ・事業化検討		・特区計画の変更認定申請 ・H15実績 ・農家民宿業等：19施設 ・ホームステイ：392施設	・営業の開始 ・消防法令適合確認 ・特例措置の適用開始		H17目標 農家民宿業等：30施設 ホームステイ：540施設	
特定事業	特定農業者による濁酒の製造事業(707)		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・事業化検討	・濁酒製造の技術研修の実施	・特区計画の変更認定申請	・食品衛生条例第2条の酒類製造業許可申請 ・酒税法第7条第1項の酒類製造免許申請 ・特例措置の適用開始	・濁酒製造事業の開始 ・製造方法及び製造設備の申告 ・酒類製造業許可取得 ・製造免許取得	H17目標 農家民宿業等：24施設 ホームステイ：426施設 目標施設数製造量 ・製造施設：3施設 ・製造量：540千ℓ	地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成	目標施設数製造量 ・製造施設：6施設 ・製造量：3,600千ℓ
関連事業	・小規模農地と宅地建物をセットして販売する担い手対策事業 ・地元酒造会社と提携したワインと焼酎の製造販売事業		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・事業化検討				・計画変更の認定申請	地域の人材を活用した新たな雇用確保 ・事業開始	新たな担い手の確保と新規定住の促進	
関連事業	・旅館業法の面接要件の緩和、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外 ・新潟県単独事業「にいがた『ふれあい・グリーン・ツーリズム』促進事業」		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・事業化検討				・事業の開始 ・特例措置の適用開始	グリーンツーリズム(体験交流型)産業の育成と拡大		

農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携と
複合循環型産業システムの構築

3 構造改革特別区域計画の工程表【変更後】

	特定事業名（別表1の番号）	H15.4	H15.6	H15.7	H15.10	(H16.1)	H16.2～	H16.4	H17.4	H19～	
特定事業	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業（1001）		・農地の賃貸借契約書及び協定書の作成 ・農地所有者及び関係集落への意向確認	・農地の賃貸借契約の許可申請 ・協定書の締結 ・特例措置適用開始	・農地法第3条の許可後、使用貸借による権利又は賃借権の設定	・事業の一部着手。（水稻の一部作付け、山菜及び秋野菜は作付け開始）		・水稻の作付けをはじめ事業の本格的実施	新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土保全 目標参入面積：50ha 田畑：9ha 果樹園：1ha 採草放牧地・牧場：40ha	地域の人材を活用した新たな雇用確保	目標参入面積：100ha 田畑：59ha 果樹園：1ha 採草放牧地・牧場：40ha
特定事業	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業（1002）		・農地の賃貸借契約書及び協定書の作成 ・農地所有者及び関係集落への意向確認	・特定農地貸付けの承認申請 ・協定書の締結 ・特例措置適用開始	・使用収益権の設定 ・農業委員会による特定農地貸付の承認	・市民による一部作付け開始 ・使用収益権の設定 ・市民への貸付募集開始 ・使用貸借による権利又は賃借権の設定業の本格的実施		・市民農園貸付け事業の本格的実施	グリーンツーリズム（体験交流型）産業の育成と拡大	目標市民農園区画数：300区画（既存129区画、新規171区画）	
特定事業	・農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業（407） ・農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（1005）		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ		・農家民宿開業セミナーの開催 ・事業化検討		・特区計画の変更認定申請 H15実績 ・農家民宿業等：19施設 ・ホームステイ：392施設	・営業の開始 ・消防法令適合確認 ・特例措置の適用開始 ・食堂営業許可 ・旅館営業許可 ・施設の改造、改築等 ・開業準備	H17目標 農家民宿業等：24施設 ホームステイ：426施設	H19目標 農家民宿業等：43施設 ホームステイ：565施設	
特定事業	特定農業者による濁酒の製造事業（707）		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・事業化検討	・濁酒製造の技術研修の実施	・特区計画の変更認定申請	・食品衛生条例第2条の酒類製造業許可申請 ・酒税法第7条第1項の酒類製造免許申請 ・特例措置の適用開始	・濁酒製造事業の開始 ・製造方法及び製造設備の申告 ・酒類製造業許可取得 ・製造免許取得	地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成 新たな雇用確保	目標施設数製造量 ・製造施設：3施設 ・製造量：540千L	目標施設数製造量 ・製造施設：6施設 ・製造量：3,600千L
特定事業	・農地権利取得後の下限面積要件の弾力化による利用増進事業（1006） ・地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（1215）							・計画変更の認定申請 ・事業化検討	「定住促進田舎体験お試し事業」の開始	新たな担い手の確保と新規定住の促進	H19目標 新規就農者：76名 新規定住者：76名
関連事業	・旅館業法の面接要件の緩和、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外 ・新潟県単独事業「にいがた『ふれあい・グリーン・ツーリズム』促進事業」		・検討開始 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・事業化検討				・事業の開始 ・特例措置の適用開始	グリーンツーリズム（体験交流型）産業の育成と拡大		

農を中心据えた地域環境を保全・活用する産業連携と複合循環型産業システムの構築

農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携と複合循環型の産業システムの構築を目指す越後里山活性化特区

1. 新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全

変更前	変更後
<p>特定法人による農業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 4 月から 7 月に農地所有者及び関係集落への意向確認と調整を行うとともに農地の賃貸借契約書及び協定書の作成を行う。 平成 15 年 8 月 1 日の特例措置適用開始以降、協定の締結、農地賃貸借の許可申請(農地法)を行う。 農地法第 3 条の許可後事業一部着手。(山菜や秋野菜を予定) 平成 16 年 4 月以降水稲作付けをはじめ事業本格実施。以後、農地所有者及び関係集落の意向を重視しながら、協定面積を拡大していくことを通じて、農地の遊休化を防止し国土保全機能を維持する。 農園付き宅地販売事業については、平成 15 年 5 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年 10 月から適用開始予定の「農地の権利取得後の下限面積要件を緩和」等の特区を活用した事業化に向けての検討を進め、本特区計画の変更申請し認可の後、平成 17 年度中の事業開始を目指す。 	<p>特定法人による農業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 4 月から農地所有者及び関係集落への意向確認と調整を行うとともに農地の賃貸借契約書及び協定書の作成を行う。 平成 15 年 6 月 1 日の特例措置適用開始以降、協定の締結、農地賃貸借の許可申請(農地法)を行う。 農地法第 3 条の許可後事業着手。 平成 15 年 6 月以降水稲作付けをはじめ事業本格実施。以後、農地所有者及び関係集落の意向を重視しながら、協定面積を拡大していくことを通じて、農地の遊休化を防止し国土保全機能を維持する。 新規就農と新規定住を促進する定住促進田舎体験お試し事業については、平成 16 年 4 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年 10 月から適用開始予定の「農地の権利取得後の下限面積要件の弾力化による利用増進」及び「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨」の特区を活用した事業化に向けての検討を進め、本特区計画の変更を申請し認可の後、平成 17 年 4 月からの事業開始し新規就農者 76 名の受入れを目指す。

2. グリーンツーリズム産業の育成と拡大

変更前	変更後
<p>市民農園の開設促進と農業体験フィールドの拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 4 月から 7 月に農地所有及び関係集落への意向確認を行うとともに農地の賃貸借契約書及び協定書の作成を行う。 平成 15 年 8 月 1 日の特例措置適用開始以降、協定の締結、農業委員会へ特定農地貸付け承認申請を行う。 農業委員会による特定農地貸付の承認後、市民への貸付け募集を開始し貸付け者が確定後使用収益権を設定する。平成 16 年 4 月以降貸付けて市民による作付けを開始。 以後、農地所有者及び関係集落の意向を重視しながら、協定面積を拡大。 地域の遊休施設や農家を活用した農家民宿等開業拡大事業 平成 15 年 5 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年度中に改正が予定されている旅館業法（全国実施の特例措置）及び新潟県条例の改正動向に留意しながら検討を進めた。その後新潟県条例改正後の 11 月 27 日に事業化へ向けて特区の認定を受けることを決定。 特区計画申請後、施設の改造・改築を進める中、旅館業法及び食品衛生法の許可を取得し、特区認定後速やかに消防法適合確認の後開業することとする。 	<p>市民農園の開設促進と農業体験フィールドの拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 4 月から農地所有及び関係集落への意向確認を行うとともに農地の賃貸借契約書及び協定書の作成を行う。 平成 15 年 6 月 1 日の特例措置適用開始以降、協定の締結、農業委員会へ特定農地貸付け承認申請を行う。 農業委員会による特定農地貸付の承認後、市民への貸付け募集を開始し貸付け者が確定後使用収益権を設定する。平成 15 年 6 月以降貸付けて市民による作付けを開始。 以後、農地所有者及び関係集落の意向を重視しながら、協定面積を拡大。 地域の遊休施設や農家を活用した農家民宿等開業拡大事業 平成 15 年 5 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年度中に改正が予定されている旅館業法（全国実施の特例措置）及び新潟県条例の改正動向に留意しながら検討を進めた。その後新潟県条例改正後の 11 月 27 日に事業化へ向けて特区の認定を受けることを決定。 特区計画申請後、施設の改造・改築を進める中、旅館業法及び食品衛生法の許可を取得し、特区認定後速やかに消防法適合確認の後開業することとする。

<p>・平成15年度時点の農家民宿業等19施設を目標年度の平成19年度には30施設に、また、平成15年度時点のホームステイ392施設を目標年度の平成19年度には540施設に拡大する。</p>	<p>・また、地域内の農業生産法人が農業関連事業として農林漁業体験交流施設の管理運営が可能となる特区を申請し、農家民宿等の開業を促進する。</p> <p>・平成15年度時点の農家民宿業等19施設を目標年度の平成19年度には43施設に、また、平成15年度時点のホームステイ392施設を目標年度の平成19年度には565施設に拡大する。</p>
---	---

3. 地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成

変更前	変更後
<p>地元酒造会社と提携した「ワイン」と「どぶろく」の製造販売</p> <p>・平成15年5月以降プロジェクトチームを立ち上げ、農家及び特定法人と地元酒造会社の連携によるワインと「どぶろく」の製造販売の事業化を推進し、平成17年度中を目途に事業を開始する。</p> <p>農家民宿等において「どぶろく」を製造し食として提供</p> <p>・特定区域変更計画の認定を受けた日から特例措置の適用を開始し、酒税法第7条第1項の酒類製造免許申請を所轄税務署に提出する。</p> <p>・また、食品衛生法に基づく食品営業許可申請(酒類製造業)を新潟県知事に提出する。</p> <p>・酒類製造免許及び酒類製造業許可を受けた後、所轄税務署に酒類製造方法と酒類製造設備等の申告を行い、平成16年3月を目標として540リットル(1升瓶換算で3</p>	<p>地元酒造会社と提携した「ワイン」と「どぶろく」の製造販売</p> <p>・平成15年5月以降プロジェクトチームを立ち上げ、農家及び特定法人と地元酒造会社の連携によるワインと「どぶろく」の製造販売の事業化を推進し、平成17年度中を目途に事業を開始する。</p> <p>農家民宿等において「どぶろく」を製造し食として提供</p> <p>・特定区域変更計画の認定を受けた日から特例措置の適用を開始し、酒税法第7条第1項の酒類製造免許申請を所轄税務署に提出する。</p> <p>・また、食品衛生法に基づく食品営業許可申請(酒類製造業)を新潟県知事に提出する。</p> <p>・酒類製造免許及び酒類製造業許可を受けた後、所轄税務署に酒類製造方法と酒類製造設備等の申告を行い、平成16年3月を目標として540リットル(1升瓶換算で3</p>

<p>00本)の濁酒の製造を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月の寒仕込み終了後、プロジェクトにおいて濁酒の製造及び品質管理の研修会等を開催する中から、濁酒製造を希望する特定農業者と製造施設及び製造量の拡大を図り、平成16年12月以降本格的な製造を開始することとする。 ・その後プロジェクトにおいて製造と品質管理の研究と研修を進める中から、平成19年度の最終目標年度には、3,600リットル(1升瓶換算で2,000本)の濁酒の製造し提供を通じての地域の活性化を図る。 農業参入特定法人による環境保全型農業と複合経営の推進方向 ・経営の安定化を図るため、稲ワラ等有機資源を循環利用した堆肥と土づくりを基本に、生産量や品質を一定水準に保ちながら、農薬や化学肥料による環境への負荷をできるだけ小さくした農業生産を推進。参入3年後には、新潟県特別栽培農産物認証制度の認証を受けることを目指す。 ・また、特定事業及び関連事業を活用した加工、流通、外食といった農業の川下ビジネスの展開。具体的には、養魚水田の復旧(平成15年度)養魚試験飼育(平成16年度)平成17年度からの生産、加工、出荷などに着手。 	<p>00本)の濁酒の製造を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月の寒仕込み終了後、プロジェクトにおいて濁酒の製造及び品質管理の研修会等を開催する中から、濁酒製造を希望する特定農業者と製造施設及び製造量の拡大を図り、平成16年12月以降本格的な製造を開始することとする。 ・その後プロジェクトにおいて製造と品質管理の研究と研修を進める中から、平成19年度の最終目標年度には、3,600リットル(1升瓶換算で2,000本)の濁酒の製造し提供を通じての地域の活性化を図る。 農業参入特定法人による環境保全型農業と複合経営の推進方向 ・経営の安定化を図るため、稲ワラ等有機資源を循環利用した堆肥と土づくりを基本に、生産量や品質を一定水準に保ちながら、農薬や化学肥料による環境への負荷をできるだけ小さくした農業生産を推進。参入3年後には、新潟県特別栽培農産物認証制度の認証を受けることを目指す。 ・また、特定事業及び関連事業を活用した加工、流通、外食といった農業の川下ビジネスの展開。具体的には、養魚水田の復旧(平成15年度)養魚試験飼育(平成16年度)平成17年度からの生産、加工、出荷などに着手。
--	--

4 . 地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進

変更前	変更後
<p>参入特定事業者による地域人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働者の冬期余剰人員、シルバー人材などの活用を通じて新たな雇用の確保と地域経済への貢献を推進する（平成 16 年度） <p><u>小規模農地と宅地建物のセット販売による新規定住の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>小規模農地と宅地建物のセット販売による新規定住の促進事業については、平成 15 年 5 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年 10 月から適用開始予定の「農地の権利取得後の下限面積要件を緩和」等の特区を活用した事業化に向けての検討を進め、本特区計画の変更申請し認可の後、平成 17 年度中の事業開始を目指す。</u> 	<p>参入特定事業者による地域人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働者の冬期余剰人員、シルバー人材などの活用を通じて新たな雇用の確保と地域経済への貢献を推進する（平成 16 年度） <p><u>定住促進田舎体験お試し事業による新規定住の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新規就農と新規定住を促進する定住促進田舎体験お試し事業については、平成 16 年 4 月以降プロジェクトチームを立ち上げ、平成 15 年 10 月から適用開始予定の「農地の権利取得後の下限面積要件の弾力化による利用増進」及び「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨」の特区を活用した事業化に向けての検討を進める。</u> ・<u>平成 16 年 10 月に本特区計画の変更を申請し、認定の後平成 17 年 4 月から事業を開始し新規定住者 76 名の受入れを目指す。</u>

【参考資料 1】

構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に
及ぼす経済的社会的効果の算出基礎 【変更前】

(1) 新たな担い手創出効果 (農地の遊休化の防止と国土の保全)

地域に根ざした建設会社等の特定法人が 100ha (田畑 60ha、採草放牧地・牧場 40ha) の遊休農地に農業参入することにより、遊休農地の防止効果が見込まれ、水稻作付けに換算する遊休農地の防止効果額は、年間総額 63 百万円となる。

- ・面積 60ha、反収 420 kg / 10a、生産量 252 t (4,200 俵)
- ・米価格 : 60 kg 当たり 15,000 円
- ・効果額 : $4,200 \times 15,000 = 63,000$ 千円

適切な農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化伝承など国民生活及び国民経済の安定にとって重要な役割をもっている。

新潟県が試算した農業農村地域が有する多面的機能の評価額は 2,804 億円、当該地域全域に換算すると約 90 億円、特区を活用した場合の効果額は約 9 千万円となる。

市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流により、担い手農家の収入がアップし経営が安定するほか、農業への理解が図れると同時に新規参入も容易となる。

市民農園の開設に伴う農業所得のアップ額は約 1 千万円となる。

- ・増設区画数 : 目標 - 既存 = $300 - 129 = 171$ 区画
- ・標準区画面積 : 330 m^2 (100 坪)
- ・貸付価格 : 10,000 円 / 100 m^2 (地域の貸付け実績)
- ・所得アップ額 : $171 \text{ 区画} \times 33,000 \text{ 円 / 区画} = 5,643$ 千円

農家が農業体験メニューの指導者となり、農業体験希望者を受入れることによる収入の増加額は、1 戸あたり年間 21 万円、地域全体では 3,000 万円となる。

- ・農家 1 戸あたりの目標 : 年間 35 名受入れ

- ・ 1名あたり料金：6,000円（1泊料金）
- ・ 農家1戸当たりの収入：35×6,000＝210千円
- ・ 地域全体の目標：年間5,000名の受入れ
- ・ 地域全体額：5,000×6,000＝30,000千円

国土保全効果額 (単位 面積：ha、評価額：億円)

機能の種類	新潟県		当該地域全域		特区の活用効果	
	対象面積	評価額	対象面積	評価額	対象面積	評価額
水資源かん養	1,258,231	533	43,064	18.2	100	0.04
洪水防止	181,500	1,351	5,397	40.2	100	0.74
土壌崩壊防止	181,500	56	5,397	1.7	100	0.03
土壌浸食防止	181,500	21	5,397	0.6	100	0.01
保健休養・やすらぎ	1,258,231	835	43,064	28.6	100	0.07
有機性廃棄物処理	181,500	1	5,397	0.1	100	
酸素供給・大気浄化	1,258,231	3	43,064	0.1	100	
気候緩和	1,258,231	4	43,064	0.1	100	
合計		2,804		89.6		0.89

(2) 複合循環型産業の創出効果

将来的には、自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、一般栽培農産物よりさらに約3千万円程度の収入の増加が見込まれる。

- ・ 面積60ha、反収420kg/10a、生産量252t（4,200俵）
- ・ 米価格差：60kgあたり7,000円〔一般コシヒカリ15,000円、特別栽培コシヒカリ22,000円（平成14年度産実績）〕
- ・ 効果額：4,200×7,000＝29,400千円

従来農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した、複合循環型の産業システムが民間企業の活力により創出される。

- ・ 年間の売り上げは3,000万円を見込んでいる。（参入予定企業の計画案による）

地域のきれいな水環境を活用した淡水魚（イワナ等）の養殖事業は、地域の農家民宿や簡易宿泊所で新たな地域の食材として提供される。

・年間 10,000 匹を養殖する計画で売り上げは 500 万円を見込んでいる。

(参入予定企業の計画案による)

地域内の豊富な山菜を活用した加工食品は、従来から細々と生産され自家用以外は利活用されていなかったが、民間活力を導入することにより、地場産業の主流となることが見込まれる。

・山菜は保存がきくことから、企業としても冬期間の余剰人員を活用することができるので、一石二鳥の効果を見込んでいる。

(3) 体験交流型産業の拡大効果

農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用する。併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより体験メニューの充実化がはかれる。

・市民農園は既存の 129 区画から 300 区画に拡大。

・農業体験メニューは田植えや稲刈りをはじめ 14 種類、食体験では 12 種類を実施している。

特定法人及び農家が農家民宿を開設することにより、田舎体験交流の受入れ施設を既存の 25 施設から 35 施設にまで拡大し、長期滞在型の田舎体験交流産業の育成を見込む。

農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民（消費者）の食の安全・安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物などの販路の拡大を図る。

田舎体験交流事業として将来交流人口を 5,000 人規模まで拡大し総額 1 億円産業を目指すこととする。

参考：平成 13 年度実績は 2,519 名、平成 14 年度見込みは 3,584 名

(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果

地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られる。

・新規雇用で 30 名、パート雇用で 60 名を見込んでいる。

・農業に精通している地域内のシルバー人材の活用が可能となり、人件費のコストが低減できる。

就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJ I ターンなどの新規定住が促進される。

(5) 特定農業者による濁酒の製造と提供を通じて地域経済活性化の効果

濁酒を製造し提供する事業効果

特別区域内における目標製造数量3,600リットルを販売することによる効果額は400万円となる。

- ・ 1升瓶換算： $3,600 \div 1.8 = 2,000$ 本
- ・ 1升瓶単価：2,000円
- ・ 算出効果額： $2,000 \text{本} \times 2,000 \text{円} = 4,000,000 \text{円}$

濁酒を飲用する目的で増加する入り込み客効果

特別区域内において濁酒の飲用を目的として増加する入り込み客の目標を1,430人とし、それによる宿泊費などの経済的効果額は約1,060万円となる。

- ・ 入り込み客数：1,430人
- ・ 算出効果額：10,595,000円

[算出根拠]

- ・ 大島村 庄屋の家 $350 \text{人} \times 6,500 \text{円} = 2,275,000 \text{円}$
- ・ 安塚町(株)キューピットパレイ $500 \text{人} \times 9,000 \text{円} = 4,500,000 \text{円}$
- ・ 安塚町 民宿さわ $100 \text{人} \times 7,000 \text{円} = 700,000 \text{円}$
- ・ 松代町 民宿みらい $300 \text{人} \times 6,500 \text{円} = 1,950,000 \text{円}$
- ・ 牧村 民宿ほほえみ荘 $180 \text{人} \times 6,500 \text{円} = 1,170,000 \text{円}$
- 計 1,430人 10,595,000円

濁酒を製造する事業により創出される雇用効果

特別区域内における目標製造施設数6施設の杜氏及び酒造り労務者の新規雇用は、杜氏6名、パート労働者6名を見込んでいる。

- ・ 杜氏：6名
- ・ パート労働者：6名

(6) 農家民宿業等の拡大による体験型交流型ふるさと観光の促進を図る地域経済活性化効果

平成10年度からスタートした「越後田舎体験」推進事業は、下表のとおり年々着実に実績を伸ばしてきている。

年度	団体数	人 数	泊 数	うちホームステイ	
				団体数	泊 数
1 1	1 0	1,008	2,472	2	227
1 2	1 7	1,500	3,425	6	673
1 3	2 3	2,519	4,999	1 2	1,344
1 4	2 9	3,584	7,594	2 1	2,493
1 5	4 6	5,336	11,364	2 9	3,050
合計	1 2 5	13,947	29,854	7 0	7,787

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受け入れを含む。

上記の実績を踏まえて、平成19年度における「越後田舎体験」推進事業を含む体験交流型ふるさと観光産業の目標を次のとおり設定する。

年度	施設数	人 数	泊 数	うちホームステイ		売上額 (千円)
				施設数	泊 数	
1 5	4 1 1	5,336	11,364	3 9 2	3,050	116,000
1 6						(100,000)
1 7	4 5 0	8,800	12,000	4 2 6	3,130	(120,000)
1 8						
1 9	5 7 0	13,260	20,820	5 4 0	5,520	(208,200)

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受け入れを除く。

()内の数字は目標値

目標の宿泊数が達成されると、体験交流型ふるさと観光産業は2億円を超える売上額となる。

- ・売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね1名1泊約1万円で試算している。(越後田舎体験推進事業の実績による)
- ・20,820泊×10,000円=208,200,000円

構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に
及ぼす経済的社会的効果の算出基礎 【変更後】

(1) 新たな担い手創出効果(農地の遊休化の防止と国土の保全)

地域に根ざした建設会社等の特定法人及び小規模農地の取得を希望する新規就農者が100ha(田畑60ha、採草放牧地・牧場40ha)の遊休農地に農業参入することにより農地の遊休化を防止する効果が見込まれ、水稲作付けに換算する遊休農地の防止効果額は年間総額63百万円となる。
なお、農地の権利取得後の下限面積要件を10アールに引き下げて小規模農地の取得を認める新規就農者を76名、農業参入面積を11haと見込んでいる。

- ・面積60ha、反収420kg/10a、生産量252t(4,200俵)
- ・米価格:60kg当たり15,000円
- ・効果額:4,200×15,000=63,000千円

適切な農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化伝承など国民生活及び国民経済の安定にとって重要な役割をもっている。

新潟県が試算した農業農村地域が有する多面的機能の評価額は2,804億円、当該地域全域に換算すると約178億円、特区を活用した場合の効果額は約9千万円となる。

市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流により、担い手農家の収入がアップし経営が安定するほか、農業への理解が図れると同時に新規参入も容易となる。

市民農園の開設に伴う農業所得のアップ額は約1千万円となる。

- ・増設区画数:目標-既存=300-129=171区画
- ・標準区画面積:330㎡(100坪)
- ・貸付価格:10,000円/100㎡(地域の貸付け実績)
- ・所得アップ額:171区画×33,000円/区画=5,643千円

農家が農業体験メニューの指導者となり、農業体験希望者を受入れることによる収入の増加額は、1戸あたり年間21万円、地域全体では3,000万円となる。

- ・農家1戸あたりの目標:年間35名受入れ
- ・1名あたり料金:6,000円(1泊料金)

- ・農家 1 戸当たりの収入：35 × 6,000 = 210 千円
- ・地域全体の目標：年間 5,000 名の受入れ
- ・地域全体額：5,000 × 6,000 = 30,000 千円

国土保全効果額 (単位 面積：ha、評価額：億円)

機能の種類	新潟県		当該地域全域		特区の活用効果	
	対象面積	評価額	対象面積	評価額	対象面積	評価額
水資源かん養	1,258,231	533	84,593	35.8	100	0.04
洪水防止	181,500	1,351	10,858	80.8	100	0.74
土壌崩壊防止	181,500	56	10,858	3.4	100	0.03
土壌浸食防止	181,500	21	10,858	1.3	100	0.01
保健休養・やすらぎ	1,258,231	835	84,593	56.1	100	0.07
有機性廃棄物処理	181,500	1	10,858	0.1	100	
酸素供給・大気浄化	1,258,231	3	84,593	0.2	100	
気候緩和	1,258,231	4	84,593	0.3	100	
合計		2,804		178.0		0.89

(2) 複合循環型産業の創出効果

将来的には、自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、一般栽培農産物よりさらに約 3 千万円程度の収入の増加が見込まれる。

- ・面積 60ha、反収 420 kg / 10a、生産量 252 t (4,200 俵)
- ・米価格差：60 kg 当たり 7,000 円 [一般コシヒカリ 15,000 円、特別栽培コシヒカリ 22,000 円 (平成 14 年度産実績)]
- ・効果額：4,200 × 7,000 = 29,400 千円

従来の農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した、複合循環型の産業システムが民間企業の活力により創出される。

- ・年間の売り上げは 3,000 万円を見込んでいる。(参入予定企業の計画案による)

地域のきれいな水環境を活用した淡水魚(イワナ等)の養殖事業は、地域の農家民宿や簡易宿泊所で新たな地域の食材として提供される。

- ・年間 10,000 匹を養殖する計画で売り上げは 500 万円を見込んでい

る。(参入予定企業の計画案による)

地域内の豊富な山菜を活用した加工食品は、従来から細々と生産され自家用以外は利活用されていなかったが、民間活力を導入することにより、地場産業の主流となることが見込まれる。

- ・山菜は保存がきくことから、企業としても冬期間の余剰人員を活用することができるので、一石二鳥の効果を見込んでいる。

(3) 体験交流型産業の拡大効果

農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用する。併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより体験メニューの充実化がはかれる。

- ・市民農園は既存の129区画から300区画に拡大。
- ・農業体験メニューは田植えや稲刈りをはじめ14種類、食体験では12種類を実施している。

特定法人及び農家が農家民宿を開設することにより、田舎体験交流の受け入れ施設を既存の25施設から35施設にまで拡大し、長期滞在型の田舎体験交流産業の育成を見込む。

農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民(消費者)の食の安全・安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物などの販路の拡大を図る。

田舎体験交流事業として将来交流人口を5,000人規模まで拡大し総額1億円産業を目指すこととする。

参考：平成13年度実績は2,519名、平成14年度見込みは3,584名

(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果

地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られる。

- ・新規雇用で30名、パート雇用で60名を見込んでいる。
- ・農業に精通している地域内のシルバー人材の活用が可能となり、人件費のコストが低減できる。

就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJIターンなどの新規定住が促進される。

(5) 特定農業者による濁酒の製造と提供を通じて地域経済活性化の効果

濁酒を製造し提供する事業効果

特別区域内における目標製造数量3,600リットルを販売することによる効果額は400万円となる。

- ・ 1升瓶換算：3,600 ÷ 1.8 = 2,000本
- ・ 1升瓶単価：2,000円
- ・ 算出効果額：2,000本 × 2,000円 = 4,000,000円

濁酒を飲用する目的で増加する入り込み客効果

特別区域内において濁酒の飲用を目的として増加する入り込み客の目標を1,430人とし、それによる宿泊費などの経済的効果額は約1,060万円となる。

- ・ 入り込み客数：1,430人
- ・ 算出効果額：10,595,000円

[算出根拠]

- ・ 大島村 庄屋の家 350人 × 6,500円 = 2,275,000円
 - ・ 安塚町(株)キュービットパレイ 500人 × 9,000円 = 4,500,000円
 - ・ 安塚町 民宿さわ 100人 × 7,000円 = 700,000円
 - ・ 松代町 民宿みらい 300人 × 6,500円 = 1,950,000円
 - ・ 牧村 民宿ほほえみ荘 180人 × 6,500円 = 1,170,000円
- | | | |
|---|--------|-------------|
| 計 | 1,430人 | 10,595,000円 |
|---|--------|-------------|

濁酒を製造する事業により創出される雇用効果

特別区域内における目標製造施設数6施設の杜氏及び酒造り労務者の新規雇用は、杜氏6名、パート労働者6名を見込んでいる。

- ・ 杜氏：6名
- ・ パート労働者：6名

(6) 農家民宿業等の拡大による体験型交流型ふるさと観光の促進を図る地域経済活性化効果

平成10年度からスタートした「越後田舎体験」推進事業は、下表のとおり年々着実に実績を伸ばしてきている。

年度	団体数	人数	泊数	うちホームステイ	
				団体数	泊数
11	10	1,008	2,472	2	227
12	17	1,500	3,425	6	673
13	23	2,519	4,999	12	1,344
14	29	3,584	7,594	21	2,493
15	46	5,336	11,364	29	3,050
合計	125	13,947	29,854	70	7,787

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受入れを含む。

上記の実績を踏まえて、平成19年度における「越後田舎体験」推進事業を含む体験交流型ふるさと観光産業の目標を次のとおり設定する。

年度	施設数	人数	泊数	うちホームステイ		売上額 (千円)
				施設数	泊数	
15	411	5,336	11,364	392	3,050	116,000
16						(100,000)
17	450	8,800	12,000	426	3,130	(120,000)
18						
19	608	14,730	22,640	565	5,840	(226,400)

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受入れを除く。

()内の数字は目標値

地域資源の廃校や古民家等の遊休施設を活用して農業に参入した特定法人や農業生産法人が農林漁業体験宿泊施設等を経営し、地域の農家や新規定住者が農家の住居を活用した農家民宿等を新たに開業することにより、従来のホームステイから民宿業への構造転換が図られ目標の宿泊数が達成されると、体験交流型ふるさと観光産業は2億円を超える売上額となる。

- ・売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね1名1泊約1万円 で試算している。(越後田舎体験推進事業の実績による)
- ・22,640泊 × 10,000円 = 226,400,000円

(7) 新規定住促進効果「定住促進田舎体験お試し事業」

住居の確保(特定事業1215の活用)

NPO法人等が地域住民の協力を得て、特別区域内の農家や古民家などの空き家の賃貸情報を収集して都市住民などの不特定多数の者に情報を提供するとともに、その空き家を賃借し田舎暮らしを希望する者に転貸することで住居の確保を図る。

仕事の確保（特定事業407及び1002と1006の活用）
新規定住者が、農地の権利取得後の下限面積要件を10アールに引き下げることによる農地の新規取得の促進を図り、また、居住する家屋を利用して農家民宿等を開業し、取得した農地の一部を活用して滞在型の市民農園を開設することで生活基盤を確保する。

以上の特定事業を効果的に活用する「定住促進田舎体験お試し事業」を推進することにより、特別区域への新規定住者を76名見込んでいる。

【参考資料 2】

特定事業の目標と達成に向けての実施計画【変更前】

1 特定法人の農業参入については、最終的に 100ha の農地を貸し付ける

地域に根ざした建設会社等の特定法人への遊休農地の貸し付けについては、特区認定を受ける 6 町村と支援する新潟県が連携し、既に設置済みの「農業特区プロジェクト」の参加者の拡大を図り、東頸城農業特区の理解を得る中から積極的に農業参入への斡旋を実施することとする。また、長期的には前期・後期の 2 段階目標を樹立して達成度等の検証と今後の推進方法の検討を行うこととし、平成 19 年度までには目標の 100ha を貸し付けて、遊休農地の防止効果及び国土の保全効果（多面的機能維持効果）の発現を達成する。

（1）計画申請時：平成 15 年 4 月

参入面積：8.2ha

・ 田畑：2.2ha、果樹園：1.0ha、採草放牧地・牧場：5.0ha

（2）前期：平成 17 年度

目標参入面積：50ha

・ 田畑：9ha、果樹園：1ha、採草放牧地・牧場：40ha

（3）後期：平成 19 年度

目標参入面積：100ha

・ 田畑：59ha、果樹園：1ha、採草放牧地・牧場：40ha

2 市民農園の開設については、既存の 129 区画を最終的には 300 区画に拡大する。

市民農園については、農業の多角経営による収入の安定化が図られ都市住民との交流も盛んとなることから、離農による遊休農地の防止や新規就農希望者の営農指導なども兼ねることができ、地域の緊急的課題の解決策として期待される。そこで、主に農地所有者（農家）と農業に参入する特定法人を対象として積極的に拡大を図るものとし、その他の者が開設する区画も含めて平成 19 年度までに目標を達成する。

そのために、特区認定を受ける 6 町村と支援する新潟県が連携し、近隣の上越市民と体験交流に訪れた都市住民及び既存のオーナー契約者をターゲットとして積極的に交流する中から市民農園の利用者の拡大を図る。併せて、既に設置済みの「市民農園特区プ

プロジェクト」の参加者の拡大を図る中から、市民農園を開設する者の拡大を積極的に推進していくこととする。

(1) 農地所有者(農家)

農家による開設については、農業の多角経営による農業経営の安定化を目標としていることから、関連事業の農家民宿の開設及び「越後田舎体験」推進事業を主とするグリーン・ツーリズム(体験交流型)産業と連携を図り、市民農園の利用者の要望に応えながら積極的に拡大する。

そこで具体的には、既存の市民農園が地元農家と一体的に管理運営されていることから、平成19年度までに71区画の市民農園を新たに開設し、最終的な目標を200区画とする。

(2) 農業参入特定法人

特定法人による開設については、特定法人が農業経営と同時に企業化を目指している、地場産農産物を食材としたレストランや長期滞在型の簡易宿泊所等とセットで開設し利用客の拡大を図る計画である。

そこで具体的には、特区申請時点で50区画の開設計画が提案されていることから、平成17年度までにレストランや簡易宿泊所の開設と併せて50区画を新たに開設することとし、最終的には平成19年度までに残りの50区画が新設されるよう、特区認定を受ける6町村と支援する新潟県が連携して推進することとする。

3 特定農業者が濁酒を入り込み客などへ提供するために、目標とする年間製造量を3,600リットルとする。

(1) 構造改革特別区域計画の変更の認定後、速やかに特例措置の適用を開始し、酒税法第7条第1項の「酒類製造免許申請」及び新潟県食品衛生条例第2条の「酒類製造業許可申請」を行う。

(2) 構造改革特別区域計画の変更の申請後、プロジェクトにおいて所轄税務署(酒類指導官)との間で「酒類製造免許申請」に関する事前調整を実施する。

(3) 酒類製造免許を取得するには、所轄税務署で最長2ヶ月、関東信越国税局で最長2ヶ月の審査期間を要することから、平成16年3月を目標として最初の仕込みを開始することとする。その製造施設数と製造量は以下を予定している。

- ・ 製造施設数：3施設
- ・ 製造数量：540リットル(一升瓶換算300本)

(4) その後平成16年中に、構造改革特別区域計画で認定を受けた認定計画特定農業者の酒類製造免許取得を完了し、平成16年12月以降以下のとおり寒仕込みを行

い濁酒の本格的な製造と提供を開始する。

- ・ 製造施設数：6 施設
- ・ 製造数量：2,700 リットル（一升瓶換算 1,500 本）

（5）以降目標達成年度の平成 19 年度までには、プロジェクトにおいて濁酒の製造及び品質の維持と向上に向けて研修会等を開催する中で、製造を希望する特定農業者と製造施設数及び年間製造量の拡大を図る。

最終の目標製造施設数と製造量は以下のとおり。

- ・ 製造施設数：6 施設
- ・ 製造数量：3,600 リットル（一升瓶換算 2,000 本）

4 地域の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大し、グリーン・ツーリズム（体験交流型ふるさと観光）産業を 2 億円産業に拡大する。

（1）平成 15 年度における「越後田舎体験」推進事業を含む体験交流型ふるさと観光の実績は、下表のとおりである。

施設名	施設数	人数（人）	泊数（泊）	売上額（千円）
農家民宿業等	19 施設	3,880	8,314	
ホームステイ	392 施設	1,456	3,050	
計	411 施設	5,336	11,364	116,000

（注意）：従来型の温泉ホテル等の受け入れは除く。また、売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね 1 名 1 泊約 1 万円で試算している。

（2）地域内の行政と農家民宿開業を目指す農家で検討を進めながら、第 1 段階として平成 17 年度までに、農家の住居を活用した農家民宿 4 施設及び廃校を活用した農林漁業体験宿泊施設 1 施設を新たに開業する。

施設名	施設数	人数（人）	泊数（泊）	売上額（千円）
農家民宿業等	24 施設	6,410	8,870	
ホームステイ	426 施設	2,390	3,130	
計	450 施設	8,800	12,000	120,000

（3）その後、行政と「越後田舎体験」推進協議会を中心に農家民宿開業セミナー等を開催し、地域資源の遊休施設や農家を活用した農家民宿等開業拡大事業の骨子を説明・啓発する中から、主に古民家や農家の住居を活用した農家民宿の開業の促進を図るものとする。

（4）最終目標年度の平成 19 年度における体験交流型ふるさと観光の拡大目標を下表

のとおり設定し、その実現に向けて6町村及び「越後田舎体験」推進協議会が連携して推進を図ることとする。

施設名	施設数	人数(人)	泊数(泊)	売上額(千円)
民宿・旅館等	30施設	8,780	15,300	
ホームステイ	540施設	4,480	5,520	
計	570施設	13,260	20,820	208,200

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受入れは除く。また、売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね1名1泊約1万円で試算している。

【参考資料 2】

特定事業の目標と達成に向けての実施計画【変更後】

1 特定法人の農業参入については、最終的に 100ha の農地を貸し付ける

地域に根ざした建設会社等の特定法人への遊休農地の貸し付けについては、特区認定を受ける中山間地域の 9 市町村と支援する新潟県が連携し、既に設置済みの「農業特区プロジェクト」の参加者の拡大を図り、越後里山活性化特区の理解を得る中から積極的に農業参入への斡旋を実施することとする。また、長期的には前期・後期の 2 段階目標を樹立して達成度等の検証と今後の推進方法の検討を行うこととし、平成 19 年度までには目標の 100ha を貸し付けて、遊休農地の防止効果及び国土の保全効果（多面的機能維持効果）の発現を達成する。

（1）計画申請時：平成 15 年 4 月

参入面積：8.2ha

・ 田畑：2.2ha、果樹園：1.0ha、採草放牧地・牧場：5.0ha

（2）前期：平成 17 年度

目標参入面積：50ha

・ 田畑：9ha、果樹園：1ha、採草放牧地・牧場：40ha

（3）後期：平成 19 年度

目標参入面積：100ha

・ 田畑：59ha、果樹園：1ha、採草放牧地・牧場：40ha

2 市民農園の開設については、既存の 129 区画を最終的には 300 区画に拡大する。

市民農園については、農業の多角経営による収入の安定化が図られ都市住民との交流も盛んとなることから、離農による遊休農地の防止や新規就農希望者の営農指導なども兼ねることができ、地域の緊急的課題の解決策として期待される。そこで、主に農地所有者（農家）と農業に参入する特定法人を対象として積極的に拡大を図るものとし、その他の者が開設する区画も含めて平成 19 年度までに目標を達成する。

そのために、特区認定を受ける中山間地域の 9 市町村と支援する新潟県が連携し、近隣の上越市民と体験交流に訪れた都市住民及び既存のオーナー契約者をターゲットとして積極的に交流する中から市民農園の利用者の拡大を図る。併せて、既に設置済みの「市

民農園特区プロジェクト」の参加者の拡大を図る中から、市民農園を開設する者の拡大を積極的に推進していくこととする。

(1) 農地所有者(農家)

農家による開設については、農業の多角経営による農業経営の安定化を目標としていることから、関連事業の農家民宿の開設及び「越後田舎体験」推進事業を主とするグリーン・ツーリズム(体験交流型)産業と連携を図り、市民農園の利用者の要望に応えながら積極的に拡大する。

そこで具体的には、既存の市民農園が地元農家と一体的に管理運営されていることから、平成19年度までに71区画の市民農園を新たに開設し、最終的な目標を200区画とする。

(2) 農業参入特定法人

特定法人による開設については、特定法人が農業経営と同時に企業化を目指している、地場産農産物を食材としたレストランや長期滞在型の簡易宿泊所等とセットで開設し利用客の拡大を図る計画である。

そこで具体的には、特区申請時点で50区画の開設計画が提案されていることから、平成17年度までにレストランや簡易宿泊所の開設と併せて50区画を新たに開設することとし、最終的には平成19年度までに残りの50区画が新設されるよう、特区認定を受ける中山間地域の9市町村と支援する新潟県が連携して推進することとする。

3 特定農業者が濁酒を入り込み客などへ提供するために、目標とする年間製造量を3,600リットルとする。

(1) 構造改革特別区域計画の変更の認定後、速やかに特例措置の適用を開始し、酒税法第7条第1項の「酒類製造免許申請」及び新潟県食品衛生条例第2条の「酒類製造業許可申請」を行う。

(2) 構造改革特別区域計画の変更の申請後、プロジェクトにおいて所轄税務署(酒類指導官)との間で「酒類製造免許申請」に関する事前調整を実施する。

(3) 酒類製造免許を取得するには、所轄税務署で最長2ヶ月、関東信越国税局で最長2ヶ月の審査期間を要することから、平成16年3月を目標として最初の仕込みを開始することとする。その製造施設数と製造量は以下を予定している。

- ・ 製造施設数：3施設
- ・ 製造数量：540リットル(一升瓶換算300本)

(4) その後平成16年中に、構造改革特別区域計画で認定を受けた認定計画特定農業

者の酒類製造免許取得及び酒類販売業免許の取得を完了し、平成16年10月以降以下のとおり本格的な製造と提供を開始する。

- ・ 製造施設数：6施設
- ・ 製造数量：2,700リットル(一升瓶換算1,500本)

(5) 以降目標達成年度の平成19年度までには、プロジェクトにおいて濁酒の製造及び品質の維持と向上に向けて研修会等を開催する中で、製造を希望する特定農業者と製造施設数及び年間製造量の拡大を図る。

最終の目標製造施設数と製造量は以下のとおり。

- ・ 製造施設数：6施設
- ・ 製造数量：3,600リットル(一升瓶換算2,000本)

4 地域の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大し、グリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産業を2億円産業に拡大する。

(1) 平成15年度における「越後田舎体験」推進事業を含む体験交流型ふるさと観光の実績は、下表のとおりである。

施設名	施設数	人数(人)	泊数(泊)	売上額(千円)
農家民宿業等	19施設	3,880	8,314	
ホームステイ	392施設	1,456	3,050	
計	411施設	5,336	11,364	116,000

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受入れは除く。また、売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね1名1泊約1万円で試算している。

(2) 地域内の行政と農家民宿開業を目指す農家で検討を進めながら、第1段階として平成17年度までに、農家の住居を活用した農家民宿4施設及び廃校を活用した農林漁業体験宿泊施設1施設を新たに開業する。

施設名	施設数	人数(人)	泊数(泊)	売上額(千円)
農家民宿業等	24施設	6,410	8,870	
ホームステイ	426施設	2,390	3,130	
計	450施設	8,800	12,000	120,000

(3) その後、行政と「越後田舎体験」推進協議会を中心に農家民宿開業セミナー等を開催し、地域資源の遊休施設や農家を活用した農家民宿等開業拡大事業の骨子を説明・啓発する中から、主に古民家や農家の住居を活用した農家民宿の開業の促進を図るものとする。

(4) 地域資源の廃校や古民家等の遊休施設を活用して本特区に参入した特定法人や農業生産法人が農林漁業体験宿泊施設等を経営し、地域の農家や新規定住者が農家の住居を活用した農家民宿等を新たに開業することで、最終目標年度の平成19年度における体験交流型ふるさと観光の拡大目標を下表のとおり設定し、その実現に向けて中山間地域9市町村及び「越後田舎体験」推進協議会が連携して推進を図ることとする。

施設名	施設数	人数(人)	泊数(泊)	売上額(千円)
民宿・旅館等	43施設	9,930	16,800	
ホームステイ	565施設	4,800	5,840	
計	608施設	14,730	22,640	226,400

(注意): 従来型の温泉ホテル等の受入れは除く。また、売上額は、宿泊・体験・昼食等の請求額で概ね1名1泊約1万円で試算している。

5 新規就農・定住者を76名受入れて新たな担い手の確保と新規定住の促進を図る。「定住促進田舎体験お試し事業の推進」

(1) 住居の確保と地域住民との調整(特定事業1215の活用)

地域のNPO法人等が地域住民の協力を得て、特別区域内の農家や古民家などの空き家の賃貸情報を収集して都市住民などの不特定多数の者に情報を提供し、その空き家を賃借し田舎暮らしを希望する者に転貸すること。そして、定住を希望する者に定住に向けての指導と地域住民・集落との調整を行う「定住促進田舎体験お試し事業」のプロジェクトチームを平成16年度中に立ち上げる。

(2) 仕事の確保(特定事業407及び1002及び1006の活用)

本特区計画の認定後速やかに新規定住者が、農地の権利取得後の下限面積要件を10アールに引き下げる事で農地の新規取得の促進を図り、また、居住する家屋等を活用して農家民宿等を開業し、更に、取得した農地の一部を活用して滞在型の市民農園を開設することにより生活基盤の確保を図るための条件整備を進める。

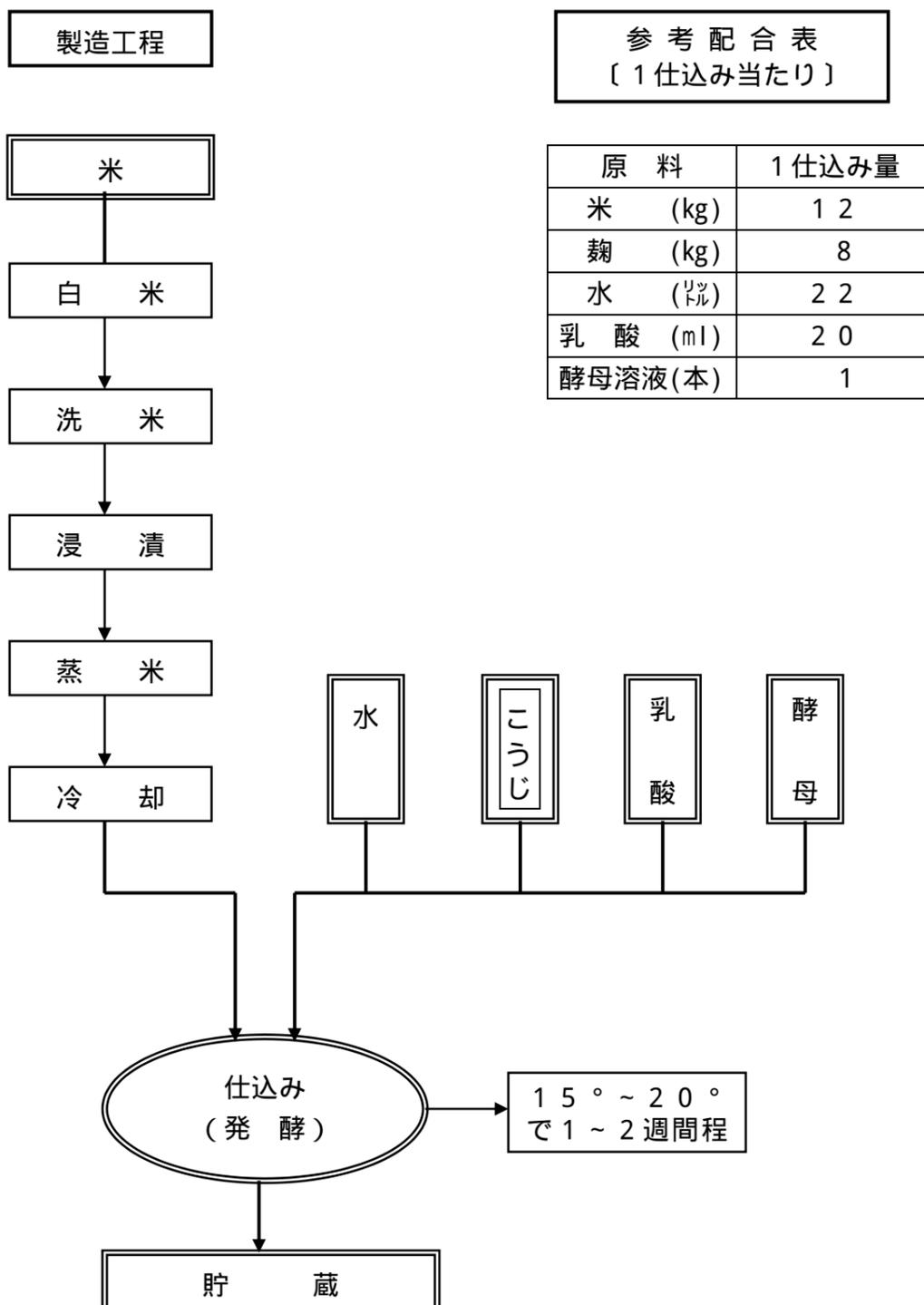
(3) 定住促進田舎体験お試し事業の推進

平成17年4月以降これらの特定事業を効率的に活用する「定住促進田舎体験お試し事業」を本格実施することにより、目標年度の平成19年度までに特別区域内への新規就農・定住者を76名見込んでいる。

【参考資料3】

濁酒の試験醸造工程図〔酒母なし一段仕込み〕

【新潟県醸造試験場で試験醸造した仕込み方法】



参考配合表
〔1仕込み当たり〕

原料	1仕込み量
米 (kg)	12
麹 (kg)	8
水 (ℓ)	22
乳酸 (ml)	20
酵母溶液(本)	1

【参考資料4】

「東頸城農業特区」計画の市町村合併範囲と
構造改革特別区域の範囲及び特定事業の実施主体

新市名	旧市町村名	特別区域の範囲	特定事業名							
			407	707	1001	1002	1005	1006	1215	
上越市 (平成十七年一月一日合併)	上越市									
	柿崎町									
	大潟町									
	頸城村									
	吉川町									
	中郷村									
	板倉町									
	清里村									
	三和村									
	名立町									
	安塚町	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域
	浦川原村	全域	全域	全域	全域	全域	全域	一部	全域	
	大島村	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	
	牧 村	全域	全域	全域	全域	全域	全域		全域	
十日町市 (平成十七年四月一日合併)	松代町	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	
	松之山町	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	
	十日町市	全域	全域	全域	全域	全域	全域	一部		
	川西町	全域	全域	全域	一部	全域	全域	一部		
	中里村	全域	全域	全域	全域	全域	全域			

【参考資料6】

有限会社「安塚アグリ」事業計画

趣 旨

団塊の世代が退職後第二の人生を田舎での就農を希望する者や転職して田舎暮らしと就農・帰農を希望する中高年層を対象に、農業経営と営農技術の指導、農村定住生活の指導、定住帰農・週末帰農の受入紹介などを行うことにより、過疎化・高齢化・担い手不足など困難な状況にある中山間地域の活性化を図るものである。

事業内容

体力と目的にあった農林業の実習体験の場の提供
 農林業の技術研修、販売研修
 農村定住生活のノウハウ研修
 定住帰農・週末帰農の受入紹介 等

農業事業と農業関連事業の収支

農業事業（体験実習農場）	農業関連事業（里山帰農塾）
布マルチ直播水稻栽培 経営面積 3㍏ 収 入 200俵×@2万円 = 400万円	【短期指導】 一回募集人員 10名 一回指導期間 4泊5日 指導料（宿泊費込み） ・ 初期体験コース 5万円 ・ 中期体験コース 7万円 ・ 帰農コース 10万円 開設時期 月2回（年間12回） 収 入 90名/年×@7万円 = 630万円
胡麻・綿生産等畑作 経営面積 3㍏ 収 入 100万円	【長期指導】 募集人員 10名 指導料（宿泊費込み） ・ 長期就農・帰農コース 50万円 収 入 500万円
合 計 6㍏ 500万円	【合計収入】 1,130万円